

# 官報

昭和五十三年六月七日

## ○第八十四回 參議院會議錄第二十四号

昭和五十三年六月七日(水曜日)

午前十時四分開議

○議事日程 第二十四号

昭和五十三年六月七日

午前十時開議

第一 航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 大規模地震対策特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 濱戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 原子力基本法等の一部を改正する法律案(第八十回国会内閣提出、第八十四回国会衆議院送付)

第六 逃亡犯人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 地方自治法第百五十六条第六項の規定

に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

第一 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 電気供給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

用詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました用詞を朗読いたします。

### [総員起立]

参議院は多年わが国民主政治發展のため力を尽されました元内閣総理大臣従二位勲一等片山哲君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうややしく用詞をささげます。

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、一千九百四十四年十一月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択されるすべての附属書並びに同条約第九十条又は第九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び附属書の改正を含む。)をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国政府にあつては運輸省及び同省が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいい、イラク共和国政府にあつては通信省又はイラク民間航空公団及び同省若しくは同公団が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第二条及び第九十六条规定にそれぞれ定める意味を有する。

## 航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求める件

2

(e) 「付表」とは、この協定の付表又は第十五条の規定による改正後の付表をい。

- 2 付表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

## 第二条

各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が付表に定める路線(以下「特定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設しがつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

## 第三条

1 いづれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができるとし、かつ、次のことを行わされた後でなければならぬ。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自國の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。その締約国は、2及び第七条1の規定に従うことを条件として、遅滞なくその運営許可を与えなければならない。

2 一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国が指定期間内において積み込まれ、かつ、消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除されるものである旨を、その航空当局の要求により、立証するものとする。

- 1 各締約国の航空企業は、その国際航空業務に従うことを条件として、次に特權を有する。
- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特權

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特權

- 2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことと条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を別個に又は混載して積み卸し及び積み込むため、付表に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特權を有する。

3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対して、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特權を与えるものとみなしてはならない。

## 第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対しても課し又は課することを認めると料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最惠国待遇を与えたられた国、航空企業又は国際航空業務に従事する自國の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

## 第六条

1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該領域内において積み込まれ、かつ、消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除され

- 2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除され

て、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

- 3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことと条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

## 第七条

1 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業に対し第十四条1及び2に定める特権を与えず若しくは取り消し又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

## 第八条

2 各締約国は、他方の締約国が指定航空企業が1の特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定に定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるそれらの特権の行使を停止し又は当該航空企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

## 第九条

1 いづれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えは、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいづれかの区間にについて適用される他の航空企業の運賃その他のすべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

## 第十一条

1 1の運賃は、次の規定に従つて定める。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間にについて適用され

- 2 両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の特定路線において協定業務を運営する公平な特權を有する。

## 第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の

る運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、両締約国の航空当局の認可を受けるため、各締約国の法令に従つて提出する。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかつた場合又は(いずれか一方の締約国)の航空当局が提出された運賃について(b)の認可をしなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c) (b)の合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十四条の規定に従つて解決する。

(d) 新たな運賃は、いづれか一方の締約国(航空当局が当該運賃について満足しない場合)は、第十四条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

#### 第十二条

一方の締約国(航空当局は、他方の締約国)の航空当局に対し、要請により、自國の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国(の領域)及び当該他方の締約国(の領域)から運送する貨客に関する情報及び統計であつて通常自國の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものと供する。一方の締約国(の航空当局が他方の締約国(の航空当局)に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国(の航空当局)の間で討議する。

#### 第十三条

両締約国(の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国(の)の協定の解釈又は適用に関する問題に紛争が生じた場合には、両締約国(は)、ま

ず、両国間の交渉により紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いづれか一方の締約国の要請により、各締約国(が指名する各

一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国(の国民でない者に限る。))との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。

3 第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動するものとし、開廷の場所を決定する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を

一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日内に一人の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いづれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しなかつた場合は、第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られないなかつた場合には、いづれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁人の任命を要請することができる。

4 仲裁裁判所は、過半数による議決で決定を行いう。この決定は、両締約国を拘束する。各締約国は、自國の仲裁人及び仲裁裁判所の仲裁手続における自國の代表者の費用を負担する。仲裁裁判所の長の費用その他すべての費用は、両締約国が均等に分担する。他のすべての点については、仲裁裁判所は、自らその手続を定める。

5 第十五条

いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができます。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

6 第十六条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

7 第十七条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

8 第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関の理事会がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

9 第十九条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

10 以上の記載をして、下名は、各自の政府から正に委任を受けての協定に署名した。

11 いづれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができます。この協議は、要請の受領の日から六十日内に開始する。

12 改正がこの協定(付表を除く。)の規定について行われる場合には、その改正は、各締約国に

よりその憲法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

13 千九百七十八年三月二十日にバグダッドで、英

日本国政府のために

イラク共和国駐在日本特命全権大使

伊達邦美

イラク民間航空公団總裁

アブドゥル・カリム・ナダ・アル・フセイン

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—北京—香港—バンコク

又はシンガポール—デリー又はボンベイ—カラチ—アブ・ダビー又はドバイ—テヘラン—

バグダッド—アテネ—ヨーロッパ内の一地

点—パリ—ロンドン

注(2) 日本国の一又は二以上の指定航空企業は、バグダッドとアテネとの間、バグダッドとヨーロッパ内の一地点との間、バグダッドとロンドンとの間

間及びバグダッドとパリとの間

の区間については、運輸権を行使しない。

(b) もつとも、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、バグダッドとパリとの間及びバグダッドとロンドンとの間

の間の区間については、途中降機の貨客が二十一日以内に乗機すること

を条件として、途中降機の貨客を運送することができる。

2 イラク共和国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

イラク内の地点—ハマーン—ドバイ—カ

ラチーボンベイ又はデリー—バンコク又は

シンガポール—香港又はマニラ—上海—東京

いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企

業が提供する協定業務も、当該締約国(の)領域内

の一地点をその起点としなければならないが、

当該路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

〔安孫子藤吉君登壇、拍手〕

○安孫子藤吉君　ただいま議題となりましたイラクとの航空協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。この協定は、わが国とイラクとの間に定期航空業務を開設するため、業務の開始及び運営についての手続及び条件を規定するとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行なうことができる路線を定めたものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。昨日六日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたしました。(拍手)○議長(安井謙君)　これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君)　総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(安井謙君)　日程第二 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長吉田実君。

本法律案は、昭和五十三年度国立学校特別会計予算に、約九十一億七千二百万円が計上されている。

今回新設の教育大学及び放送教育開発センター

審査報告書  
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置

法の一部を改正する法律案と議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月一日

参議院議長 安井 謙殿 文教委員長 吉田 実

第一条のうち国立学校設置法第三条第一項の表の改正規定、第三条の二第二項の改正規定及び附則第三項の改正規定中「上越教員大学」を「上越教育大学」に、「兵庫教員大学」を「兵庫教育大学」に改める。

附則第一項、附則第四項及び附則第五項中「上越教員大学」を「上越教育大学」に、「兵庫教員大学」を「兵庫教育大学」に改める。

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、上越教員大学、兵庫教員大学、福井医科大学、山梨医科大学及び香川医科大学を新設するとともに、信州大学ほか三大学に学部を、上越教員大学ほか三大学に大学院を、筑波大学に医療技術短期大学部を、富山医科大学を新設するとともに、共同利用機関として放送教育開発センターをそれぞれ設置するほか、北海道教育大学養護教諭養成所ほか二養護教諭養成所の廃止などを図るものであり、おおむね妥当な措置と認めたが、上越教員大学及び兵庫教員大学の名称を、それぞれ上越教育大学、兵庫教育大学に改める旨の修正を行つた。

三、既設の教員養成大学・学部においては、大学院を含め、整備充実の推進に努めること、また

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 保利 茂

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(国立学校設置法の一部改正)

(小字――は衆議院修正)

#### 第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を改正する法律案

目次中「第九条の四」を「第九条の五」と、「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

#### 第三条第一項の表中

長岡技術科学大学

工学部

工学部

を

山梨大学 福井大学 長岡技術科学大学 上越教員大学

山梨県 教育学部 工学部

福井県 教育学部

教育学部 工学部

工学部 学校教育学部

を

に關し、政府及び関係者は、左記の事項について特段の配慮を行うべきである。

一、本大学の大学院に現職教員が出席するにあつては、適正な手続・基準に基づく公正な運用を図るとともに、入学者選抜は、現職教員を受け入れるにふさわしい適切な配慮の下に、大学が主体的に行なうこと。

二、本大学の教員組織については、小・中・高等学校等において優れた教育実績をもつ者を含め、既設の教員養成大学・学部の教員組織の整備との関係に留意しつつ、広く優れた人材を求めるよう努めること。

三、既設の教員養成大学・学部の単位互換、教員の交流等、研究教育の提携協力を積極的に進めること。

四、放送教育開発センターについては、その運営にあたり、私立大学通信教育関係者等広く関係者の意見が反映できるように配慮するとともに、放送大学構想の調査研究・準備の推進に資するよう留意すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。法の一部を改正する法律案によつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十日 参議院議長 安井 謙殿

「学部」を「教育学部」「経済学部」に改め、同表中

山梨医科大学	山梨大学	福井医科大学	福井大学
	山梨県		福井県
医学部	工学部	教育学部	医学部

に改め、同表信州大学の項中「教育

神戸商船大学	神戸大学					
	教育学部	法学部	経済学部	文学部	医学部	農学部
兵庫県						
商船学部	理学部	工学部	医学部	農学部	生物学部	教育学部

七

卷

に改め、同表中「富山大学」を「富山医科薬科大学」に改める。  
第三章の四中第九条の五を第九条の六とし、第三章の三

に改め、同表中「富山大学」を「富山医科薬科大学」に改める。  
第三章の四中第九条の五を第九条の六とし、第三章の三中第九条の四の次に次の一条を加える。  
**第九条の五 国立大学における教育の発展に資するための国立大学の共同利用の機関として、放送を利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行い、かつ、国立大学の教員その他の者で**

第三条の三第二項の表中「茨城大学工業短期大学部」に、  
筑波大学医療技術短期大学部

第三条の三第二項の表中	学」に、「大阪教育大学」を「兵庫教育大学」に改める
茨城県	茨城大学工業短期大学部
筑波大学医療技術短期大学部	茨城大学工業短期大学部
茨城県	茨城大学工業短期大学部

部部部  
を  
教人文學  
經濟學  
理學部  
部部部  
に改め、同表中

香川大学  
農學部  
経済学部  
教育学部

教育学部  
経済学部  
農学部

#### 第四条第一項の表東京工業大学の項中

第四条第一項の表東京工業大学の項中	研究所	精密工学研	究所	研究所	精密工学研
研究室	研究所	精密工学研	研究室	研究所	精密工学研
原 子 炉 工 学	研究室	精密工学研	原 子 炉 工 学	研究室	精密工学研
東京都	東京都	東京都	神奈川県	神奈川県	神奈川県



な、山東委員より、新設教育大学に関して、その管理運営、教育研究及び教員組織のあり方、現職教員の入学についての出願と選抜の方針、さらには、既設の教員養成大学・学部の整備と現職教員の研修機会の確保並びに放送教育開発センターの運営のあり方などについて特段に配慮すべき旨の各派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。粕谷照美君。

○粕谷照美君登壇 拍手)

立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本改正案は、教員大学の創設のほか、放送教育開発センターの設置並びに医科大学を初め、大学・学部の新增設を内容としておりますが、わが党が本案に反対するのは、教育の根幹とも言うべき教員養成の基本にかかわる教員大学の創設がその内容に含まれているからであります。

最初に、このような重要な問題については、医科大学の創設など国民的合意に基づく問題とは分離して国会の審議を求めるのが至当であって、教育界を初め、多くの多くの論争のある教育の基本問題を他の案件と一括して提案する政府の態度について強く抗議をするものであります。

さて、教員大学創設に反対する第一の理由は、今回の設置構想が戦後の教員養成制度の歴史の流れに逆行するものであると考えるからであります。

戦後の教員養成制度は、戦前の国家主義的、閉鎖的な、教育技術に重点を置いた師範学校中心の教員養成のあり方を深く省みて、その欠陥を克服し、広く大学一般における自由な学問探求者としての豊かで総合的な資質を形成し、あわせて教員

としての専門性を備えた者にその資格を認め、自分で創造的な生き生きとした教育活動を期待したのであります。このことは、國家目的に従い軍国現職教員の入学についての出願と選抜の方針、さらには、既設の教員養成大学・学部の整備と現職教員の研修機会の確保並びに放送教育開発センターの運営のあり方などについて特段に配慮すべき旨の各派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。粕谷照美君。

【粕谷照美君登壇 拍手】

私は、日本社会党を代表して、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本改正案は、教員大学の創設のほか、放送教育開発センターの設置並びに医科大学を初め、大

学・学部の新增設を内容としておりますが、わが党が本案に反対するのは、教育の根幹とも言うべき教員養成の基本にかかわる教員大学の創設がその内容に含まれているからであります。

最初に、このような重要な問題については、医科大学の創設など国民的合意に基づく問題とは分離して国会の審議を求めるのが至当であって、教育界を初め、多くの多くの論争のある教育の基本問題を他の案件と一括して提案する政府の態度について強く抗議をするものであります。

さて、教員大学創設に反対する第一の理由は、今回の設置構想が戦後の教員養成制度の歴史の流れに逆行するものであると考えるからであります。

戦後の教員養成制度は、戦前の国家主義的、閉鎖的な、教育技術に重点を置いた師範学校中心の教員養成のあり方を深く省みて、その欠陥を克服し、広く大学一般における自由な学問探求者としての豊かで総合的な資質を形成し、あわせて教員

としての専門性を備えた者にその資格を認め、自分で創造的な生き生きとした教育活動を期待したのであります。このことは、國家目的に従い軍国現職教員の入学についての出願と選抜の方針、さらには、既設の教員養成大学・学部の整備と現職教員の研修機会の確保並びに放送教育開発センターの運営のあり方などについて特段に配慮すべき旨の各派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。粕谷照美君。

○粕谷照美君登壇 拍手)

立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本改正案は、教員大学の創設のほか、放送教育開発センターの設置並びに医科大学を初め、大

学・学部の新增設を内容としておりますが、わが党が本案に反対するのは、教育の根幹とも言うべき教員養成の基本にかかわる教員大学の創設がその内容に含まれているからであります。

最初に、このような重要な問題については、医科大学の創設など国民的合意に基づく問題とは分離して国会の審議を求めるのが至当であって、教育界を初め、多くの多くの論争のある教育の基本問題を他の案件と一括して提案する政府の態度について強く抗議をするものであります。

さて、教員大学創設に反対する第一の理由は、今回の設置構想が戦後の教員養成制度の歴史の流れに逆行するものであると考えるからであります。

戦後の教員養成制度は、戦前の国家主義的、閉鎖的な、教育技術に重点を置いた師範学校中心の教員養成のあり方を深く省みて、その欠陥を克服し、広く大学一般における自由な学問探求者としての豊かで総合的な資質を形成し、あわせて教員

としての専門性を備えた者にその資格を認め、自分で創造的な生き生きとした教育活動を期待したのであります。このことは、國家目的に従い軍国現職教員の入学についての出願と選抜の方針、さらには、既設の教員養成大学・学部の整備と現職教員の研修機会の確保並びに放送教育開発センターの運営のあり方などについて特段に配慮すべき旨の各派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。粕谷照美君。

○粕谷照美君登壇 拍手)

立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

本改正案は、教員大学の創設のほか、放送教育開発センターの設置並びに医科大学を初め、大

学・学部の新增設を内容としておりますが、わが党が本案に反対するのは、教育の根幹とも言うべき教員養成の基本にかかわる教員大学の創設がその内容に含まれているからであります。

最初に、このような重要な問題については、医科大学の創設など国民的合意に基づく問題とは分離して国会の審議を求めるのが至当であって、教育界を初め、多くの多くの論争のある教育の基本問題を他の案件と一括して提案する政府の態度について強く抗議をするものであります。

さて、教員大学創設に反対する第一の理由は、今回の設置構想が戦後の教員養成制度の歴史の流れに逆行するものであると考えるからであります。

戦後の教員養成制度は、戦前の国家主義的、閉鎖的な、教育技術に重点を置いた師範学校中心の教員養成のあり方を深く省みて、その欠陥を克服し、広く大学一般における自由な学問探求者としての豊かで総合的な資質を形成し、あわせて教員

一つは、学校現場でじみちな教育活動に専念し、日夜自主的な学習、研究を行つてゐる教師を、現場を離れ大学院で現職教育を受ける者に比べて待遇上不利にしてはならないこと、二つには、すでに申し上げましたように、これが人事行政の手段と化し、職場の管理強化となること、三つには、教師の研究、学習の機会は現在も多様に行われております。大学院における現職教育のみを有利に処遇することは、研修に対して一定の方に向づけをすることとなり、本来の自主的研修を阻害するおそれがあることなどの理由であります。

反対の第五は、管理運営についてであります。教員大学の管理運営については現行法の枠内で行うとの説明がされています。しかしながら、大學には副学長を置くとともに学外の有識者の意見を求めるなどありますが、学外の有識者の基準は何かなど不明な点が多く、いわゆる管理優先の筑波方式が一部導入されるのではないかと危惧されるのであります。

#### 第六は、教官の確保についてであります。

学長を初めとする教官に人材を得ることが大学の成否を決定すると言つても過言ではありません。教員大学一校当たり約二百二十名の教官を確保しなければならないとき、教員養成に情熱と豊かな経験を持つこれだけの教官をどう確保するかは、きわめて困難な課題であります。そのため、計画、見通しなどは一切明らかにされておりません。現在ですら教官組織が十分でない既存の教育系大学・学部の教官を引き抜くような事態が起らざらないとは断言できないのであります。

最後に、私はさきに、教員大学の内容、構想がほとんど国民に明らかになつていることを指摘しました。教員大学の創設は国民の教育にかかる重大な問題であります。国民の合意に基づいて進められなければなりません。しかし、今日、教育関係者といえどもその内容を十分に承知していない現状があります。特に国立大学協会、日本教育大学協会、国民教育学会、日本教職員組合

等々、教育関係団体との間にすら十分な論議が

尽くされているとは言いがたいのです。このよう

に国民的合意を得る努力を怠った安易な教員養成制度の改革についての提案は、私どもの納得でき

ないところであります。

現在、教育系大学・学部で大学院が設置され

るのは東京学芸大学と大阪教育大学の二大学に

すぎず、今回設置される愛知教育大学を含めて

も、わずかに三大学であります。のみならず、今

後の増設計画は全く示されていないばかりか、昭

和五十三年度だけでも新潟大学を初め十三大学の

教育学部で大学院設置要求が出されていることに

全くこたえていない責任を改めて政府に問わざる

を得ません。このように、積極的具体策のないま

ま教員大学を新設することは、現状を糊塗して、

結局は教育系大学全体の改善をおくらせることに

つながると考えます。

以上、私は教員大学創設に対する反対の主な理由を申し述べましたが、文教委員長報告のように

たとえ教員大学を教育大学と名称を交換したこと

で、その本質的問題を何ら解決することにはなら

ないのであります。文部省が新構想教員大学の創

設を推し進めるため、目的を持って名づけた教員

本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

O議長(安井謙君) 日程第三 大規模地震対策特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とした

別議案(内閣提出、衆議院送付)を議題とした

O議長(安井謙君) 日程第三 大規模地震対策特別

ます。委員長の報告を求めます。災害対策特別

委員長村田秀三君。

#### 審査報告書

大規模地震対策特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十三年六月一日

災害対策特別委員長 村田 秀三

参議院議長 安井 謙殿

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、大規模な地震による災害から國民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災強化地域の指定、地震防災計画の作成、地震観測体制の整備等地震防災体制の整備を図る

とともに、地震予知情報があつた場合における警戒宣言の発令、地震灾害警戒本部の設置、地

震防災応急対策の実施その他地震防災上の施策

に関し特別な措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法施行に伴う経費は、昭和五十三年度一般会計予算及び同特別会計予算に計上されている

震災対策関係費五千九百十億円の中に含まれて

いる。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

#### 附帯決議

大規模地震対策特別措置法案

て適切な措置を講じ、地震対策に遺憾なきを期すべきである。

一、地震予知に関する観測、測量、研究のための予算及び人員の拡充等地震予知推進体制を整備するとともに、地震防災及び震災対策に関する総合的かつ機能的な行政体制の早期確立に努めること。

二、公共施設の総点検をはじめ建築物の不燃堅牢化等、耐震環境の計画的整備を推進し、とくに避難地、避難路、消防用施設等地震防災緊急施設の早期実現を図るため、関係地方公共団体に対する財政上の措置を講ずること。

三、強化地域の指定は、東海地域について早急に指定作業を進めるとともに、南関東をはじめその他の地域についても、検討を進める。

四、強化地域の指定に当たつては、予め地震防災に關し対象地域住民の理解と協力を得るよう努めるとともに、当該地域の効果的な地震予知を推進するため、観測、測量の強化、資料の統一的管理等、その体制の整備に努めること。

五、地震防災計画の策定に当たつては、基本計画を中心化計画、応急計画の一体性を保つよう指導するとともに、各機関、各企業の防災応急対策が円滑かつ的確に実施されるよう、応急計画の整合性の確保に留意すること。

六、警戒宣言を発するに当たつては、迅速な手続の確保に努めるとともに、情報の伝達体制を整備し、正確かつ迅速な情報伝達が行われるよう、その内容、形式等について予め地域住民に徹底を図ること。

七、國民の防災意識の高揚を図るため、地震予知、震災に関する知識の普及、とくに防災訓練及び自主的な防災活動の推進に努め、震災時ににおける社会的混亂を回避すること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年五月九日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

大規模地震対策特別措置法案  
大規模地震対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他の地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

二 地震防災 地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

三 地震予知情報 気象業務法(昭和二十七年法律第二百六十五号)第十二条の二第一項に規定する地震に関する情報及び同条第二項に規定する新たな事情に関する情報をいう。

四 地震防災対策強化地域 次条第一項の規定により指定された地域をいう。

五 指定行政機関 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。

六 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条の指定をしようとするときは、あらかじめ中央

第四号に規定する指定地方行政機関をいう。

七 指定公共機関 災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。

八 指定地方公共機関 灾害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。

九 地震防災計画 地震防災基本計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画をいう。

十 地震防災基本計画 中央防災会議が地震防災強化地域について地震防災に関し作成する基本的な計画をいう。

十一 地震防災強化計画 災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、第六条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいう。

十二 地震防災応急計画 第七条第一項又は第二項に規定する者が地震防災応急対策に関する事項について定めた部分をいう。

十三 警戒宣言 第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

十四 地震防災応急対策 警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間ににおいて当該大規模な地震に関する地

震防災上実施すべき応急の対策をいう。

(地震防災対策強化地域の指定等)

十五条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地盤内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として

指定するものとする。

(地震防災強化計画)

第六条 第三条第一項の規定による強化地域の指

防災会議に諮問しなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

4 防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による強化地域の解除をする場合に準用する。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による強化地域の解除をする場合に準用する。

(強化地域に係る地震に関する観測及び測量の実施の強化)

第七条 国は、強化地域に係る大規模な地震の発生を予知し、もつて地震災害の発生を防止し、又は軽減するため、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、地震に関する土地及び水域の測量(以下この条及び第三十三条において「測量」という。)の密度を高める等観測及び測量の実施の強化を図らなければならない。

(地震防災基本計画)

第五条 中央防災会議は、第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、当該強化地域に係る地震防災基本計画を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

6 地震防災基本計画は、警戒宣言が発せられた場合における国 地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項その他の政令で定める事項について定めるものとする。

3 灾害対策基本法第三十四条第二項の規定は、第一項の地震防災基本計画を作成し、又は修正した場合に準用する。

(地震防災強化計画)

第六条 第二条第二項の規定による強化地域の指

号に規定する指定行政機関の長(指定行政機関の長から委任された事務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長。以下同じ。)及び指定公共機関(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公

共機関。以下同じ。)は同号に規定する防災業務計画において、同法第二十二条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町

村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

4 防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。)は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による強化地域の解除をする場合に準用する。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による強化地域の解除をする場合に準用する。

7 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第一項に規定する者を除く。)は、あらかじめ当該施設又は事業とともに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

1 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定か

つ多数の者が出入する施設

2 石油類、火薬類、高压ガスその他政令で定

めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行  
う施設

### 三 地方鉄道業その他一般旅客運送に関する事 業

四 前二号に掲げるもののほか、地震防災上の  
措置を講ずる必要があると認められる重要な  
施設又は事業

2 第三条第一項の規定による強化地域の指定の  
際、当該強化地域内において前項の政令で定め  
る施設又は事業を現に管理し、又は運営してい  
る者（前条第一項に規定する者を除く。）は、当  
該指定があつた日から六月以内に、地震防災応  
急計画を作成しなければならない。

3 地震防災応急計画を作成した者は、当該施設  
の拡大、当該事業の内容の変更等により、地震  
防災応急計画を変更する必要が生じたときは、  
遅滞なく当該計画を変更しなければならない。

4 地震防災応急計画は、当該施設又は事業につ  
いての地震防災応急対策に係る措置に関する事  
項その他政令で定める事項について定めるもの  
とする。

5 地震防災応急計画は、地震防災強化計画と矛  
盾し、又は抵触するものであつてはならない。

6 第一項又は第二項に規定する者は、地震防災  
応急計画を作成したときは、政令で定めるところ  
により、遅滞なく当該地震防災応急計画を都  
道府県知事に届け出るとともに、その写しを市  
町村長に送付しなければならない。これを変更  
したときも、同様とする。

7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出  
をしない場合には、都道府県知事は、その者に  
対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを  
勧告することができる。

8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同  
項の期間内に届出をしないときは、その旨を公  
表することができる。

### （地震防災応急計画の特例）

第九条 前条第一項又は第二項に規定する者が、

次に掲げる計画又は規程において、法令の規定  
に基づき、同条第四項に規定する事項について  
事業に関し同条第四項に規定する事項について  
定めたときは、当該事項について定めた部分  
(次項において「地震防災規程」という。)は、当  
該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみな  
してこの法律を適用する。

一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第  
八条第一項若しくは第八条の二第一項に規定  
する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定  
する予防規程

二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十  
九号)第二十八条第一項に規定する危害予防  
規程

三 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百  
四号)第二十六条第一項に規定する危害予防  
規程

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)  
第三十条第一項(同法第三十七条の七第三項  
で準用する場合を含む。)に規定する保安規程

五 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)  
第五十二条第一項に規定する保安規程

六 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法  
律第百五号)第二十七条第一項に規定する保  
安規程

七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第  
一項に規定する防災規程

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるもの  
として総理府令で定めるもの

2 地震防災規程を作成した者は、前条第六項の  
規定にかかわらず、政令で定めるところによ  
り、その地震防災規程の写しを市町村長に送付  
しなければならない。地震防災規程を変更した  
ときは、同様とする。

2 警戒官宣言等)

第九条 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したとき  
は、国家行政組織法(昭和二十二年法律第百二  
十号)第八条の規定にかかわらず、臨時に総理府  
に地震灾害警戒本部(以下「警戒本部」という。)  
を設置するものとする。

2 警戒本部の名称、所管区域並びに設置の場所  
及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定  
する。

第十一条 警戒本部の長は、気象庁長官から地震予  
知情報の報告を受けた場合において、地震防災  
応急対策を実施する緊急の必要があると認める  
ときは、その必要な限度において、関係指定  
地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その  
他の執行機関、関係指定公共機関及び関係指定  
地方公共機関に対し、必要な指示を行なうことが

ときは、閣議にかけて、地震灾害に関する警戒  
宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執ら  
なければならない。

一 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及  
び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対  
して、警戒態勢を執るべき旨を公示するこ  
と。

2 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県  
知事に対して、法令又は地震防災強化計画の  
定めるところにより、地震防災応急対策に係  
る措置を執るべき旨を通知すること。

3 地震灾害警戒本部その他の職員は、指定行  
政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しく  
はその職員のうちから、内閣総理大臣が任命す  
る。

4 地震灾害警戒副本部長は、本部長を助け、本  
部長に事故があるときは、その職務を代理す  
る。

5 地震灾害警戒副本部員は、本部長を助け、本  
部長に事故があるときは、その職務を代理す  
る。

6 地震灾害警戒本部員その他の職員は、指定行  
政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しく  
はその職員のうちから、内閣総理大臣が任命す  
る。

7 地震灾害警戒本部は、次に掲げる事務をつか  
さどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定  
地方行政機関の長、地方公共団体の長その他  
の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共  
機関が実施する地震防災応急対策又は災害対  
策基本法第五十条第一項に規定する災害応急  
対策(以下「地震防災応急対策等」という。)の  
総合調整に関すること。

二 次条の規定及び第十五条において準用する  
災害対策基本法第二十八条第一項の規定によ  
り本部長の権限に属する事務

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定に  
よりその権限に属する事務

第十二条 本部長は、地震防災応急対策等を的確  
かつ迅速に実施するため特に必要があると認め  
るときは、その必要な限度において、関係指定  
地方行政機関の長、関係地方公共団体の長その  
他の執行機関、関係指定公共機関及び関係指定  
地方公共機関に対し、必要な指示を行なうことが

とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があ  
るときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)  
をもつて充てる。

2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の  
職員を指揮監督する。

3 警戒本部に、地震灾害警戒副本部長、地震灾  
害警戒本部員その他の職員を置く。

4 地震灾害警戒副本部長は、国務大臣をもつて  
充てる。

5 地震灾害警戒副本部員は、本部長を助け、本  
部長に事故があるときは、その職務を代理す  
る。

6 地震灾害警戒本部員その他の職員は、指定行  
政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しく  
はその職員のうちから、内閣総理大臣が任命す  
る。

7 地震灾害警戒本部は、次に掲げる事務をつか  
さどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定  
地方行政機関の長、地方公共団体の長その他  
の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共  
機関が実施する地震防災応急対策又は災害対  
策基本法第五十条第一項に規定する災害応急  
対策(以下「地震防災応急対策等」という。)の  
総合調整に関すること。

二 次条の規定及び第十五条において準用する  
災害対策基本法第二十八条第一項の規定によ  
り本部長の権限に属する事務

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定に  
よりその権限に属する事務

できる。

本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができるとする。

(警戒本部の廃止)

第十四条 警戒本部は、当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部若しくは同法第一百七条第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された時又は警戒本部の設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

(警戒本部の準用)

第十五条 災害対策基本法第二十四条第三項、第二十七条及び第二十八条第一項の規定は、警戒本部が設置された場合に適用する。この場合において、同法第二十七条第一項中「災害応急対策」とあるのは、「災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策」と読み替えるものとする。

(都道府県地震災害警戒本部及び市町村地震災害警戒本部の設置)

第十六条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震災害警戒本部(以下「都道府県警戒本部」という。)又は市町村地震災害警戒本部(以下「市町村警戒本部」という。)を設置するものとする。

(都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等)

第十七条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震災害警戒本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県の職員を置く。

2 都道府県警戒本部に、都道府県地震災害警戒副本部長、都道府県地震災害警戒本部員その他の職員を置く。

3 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部員のうちから当該都道府県の職員を置く。

知事が任命する。

策等の実施及び実施の推進に関すること。

三 次項の規定により都道府県地震災害警戒本部長の権限に属する事務

四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

五 都道府県地震災害警戒本部長を助け、都道府県地震災害に係る地震予知情報に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

る時に、廃止されるものとする。

六 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

七 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条第三項の警戒解除宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

九 前各項に規定するもののほか、都道府県警戒本部に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

10 都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第十四条第一項に規定する都道府県防災会議は、同条第二項の規定にかかるわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

(市町村警戒本部の組織及び所掌事務等)

11 都道府県警戒副本部長及び都道府県職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

12 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は

13 地震災害警戒本部の長は、市町村地震災害警戒本部長とし、市町村長をもつて充てる。

14 市町村警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

15 当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関する事務

16 次項の規定により市町村地震災害警戒本部長の権限に属する事務

17 前二号に掲げるものはか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

18 地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

19 前三項に規定するもののほか、市町村警戒本部の組織その他必要な事項は、当該市町村の

20 六 緊急輸送の確保に関する事項

21 七 地震災害が発生した場合における食糧、医

(都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止)

は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

3 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

4 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

5 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

6 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

7 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

8 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

9 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

10 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

11 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

12 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

13 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

14 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

15 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

16 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

17 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

18 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

19 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

20 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に係る災害対策基本法第二十一条第一項に規定する災害対策本部が設置され

た時に、廃止されるものとする。

薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。

3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(住民等の責務)  
第二十二条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

第二十三条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第六項又は第八条第二項の規定による送付をした者（政令で定める者を除く。）が災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。  
市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第一項又は第二項に規定する者で同条第六項又は第八条第二項の規定による送付をしていないもの（政令で定める者を除く。）が管理し、又は運営する施設又は事業に関して、当

該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。

3 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認められる物件の占有者（所有者又は管理者）（第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に対し、地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。

4 前三項に規定するもののか、市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を執る者に対し、必要な措置を執るべきことを要請し、又は勧告することができる。

5 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める者（管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。）  
(交通の禁止又は制限)  
第二十四条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るために必要な措置を執るべきことを指示する者若しくは地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、又は、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

6 第二十五条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を感じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)  
第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十三条、第六十七条、第六十八条、第七十四条及び第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第一条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第三項中の「報告」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知」と読み替えるものとする。

2 災害対策基本法第七十二条の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。

3 災害対策基本法第八十六条の規定は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な国庫財産等の貸付け又は使用について準用する。  
(応急公用負担の特例)

第二十七条 市町村長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。

(避難の際における警察官の警告、指示等)  
第二十五条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を感じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

2 災害対策基本法第六十三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 都道府県知事は、第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十五条から第二十七条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

4 前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱い物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

6 国又は地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 第三項又は第五項の規定による処分について

は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。

8 前項の公用令書には、政令で定めるところに

より、次の事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所  
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 当該処分の根拠となつた法律の規定

三 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあつては使用する土地又は家屋の所在する場所及び期間、物資の所在する場所及び期間又は期日

9 災害対策基本法第八十三条の規定は、第三項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第五項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。(避難状況等の報告)

第二十八条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。

2 市町村長は都道府県警戒本部に対し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者、都道府県地震災害警戒本部長又は石油コンビナート等防災本部の本部長は警戒本部に対し、それぞれ、政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならない。

(補助等)

第二十九条 国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所  
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 当該処分の根拠となつた法律の規定

三 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあつては使用する土地又は家屋の所在する場所及び期間、物資の所在する場所及び期間又は期日

(地震防災応急対策に要する費用の負担)

第二十条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は、他のこの法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(同法第六十条第一項において準用する同法第六十一条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定による援助に要した費用について)

第三十二条 同法第九十三条の規定は、第二十六条第二項において準用する同法第七十二条の規定による。

(同法第七十二条の規定による)

第三十三条 国は、地震の発生を予知するため、地震に関する観測及び測量のための施設及び設備の整備に努めるとともに、地震の発生の予知に資する科学技術の振興を図るために、研究体制の整備、研究の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(同法第六十条第一項において準用する同法第六十一条第一項、第六十八条第一項又は第七十四条第一項の規定による)

第三十四条 この法律の適用については、特別区

は、市とみなす。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めること。

(罰則)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第三項の規定による都道府県知事(同条第四項の規定により権限の委任を受けた市町村長を含む)の協力命令又は保管命令に従わなかつた者

二 第二十七条第五項の規定による指定行政機

関の長又は指定地方行政機関の長(第十五条

第一条)この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(災害対策基本法の一部改正)

第三十七条 第二十四条の規定による都道府県公

安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第三項(同条第四項の規定によ

り権限の委任があつた場合を含む。以下この

条において同じ。)又は第五項(第十五条にお

いて準用する災害対策基本法第二十七条第一

項の規定により権限の委任があつた場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十七条第三項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六条第二項の規定により権限の委任があつた場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により

立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第二十七条第一号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 地震予知情報(大規模地震対策特別措置



るとともに、地震防災施策に関し特別の措置を講じようとするもので、主な内容は、

第一に、内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれがあり、地震防災対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域として指定すること。

第二に、国、地方公共団体、施設管理者等は、地震防災対策強化地域において地震防災計画を作成し、地震防災応急対策等について定めること。

第三に、内閣総理大臣は、気象庁長官からの大規模な地震の予知情報に基づいて警戒宣言を発令し、関係機関等に地震防災応急対策を講ずべき旨を通知すること。

第四に、警戒宣言が発令された場合、総理府に内閣総理大臣を本部長とする地震灾害警戒本部を設置し、関係地方公共団体においても地震灾害警戒本部を設置すること。

第五に、地震灾害警戒本部長は、関係機関等の実施する地震防災応急対策を調整し、支援を求める必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等の地震防災派遣を要請できること。

第六に、地震防災計画に基づく施策等に対する住民協力、財政援助、罰則等を定め、その他灾害対策基本法、気象業務法、自衛隊法等、関係法律について所要の改正を行うこと等であります。

委員会におきましては、地震観測体制の整備、地震防災事業の促進、地震防災計画の策定、地震予知情報の伝達、地震灾害警戒宣言の発令等について質疑が重ねられ、特に自衛隊の地震防災派遣に際しての支援行動については、防災業務計画等でその範囲を定め、地震防災計画とも調整を図るとの政府答弁がありましたが、それらの詳細は會議録に譲ることにいたします。

質疑を終了、討論に入り、日本社会党が反対、公明党が賛成、日本共産党が反対、民社党が賛成のそれぞれ発言があり、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、地震防災体制の整備、拡充等に関する各会派共同提出の附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第四 濑戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長田中寿美子君。

審査報告書

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月二日

公害対策及び環境  
保全特別委員長 田中寿美子

審査報告書

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

一、委員会の決定の理由

本法律案は、瀬戸内海の環境保全対策の一層の推進を図る観点から、新たに富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全等の措置を盛んに講ずること。

五、清掃、しんせつ及び人工海浜、人工藻場の造成など、水質の回復に資する措置を講ずること。

六、下水道の整備については、工場排水に対する監督、監視体制の強化、中小企業者の除害施設の設置に要する費用についての融資措置の充実を図ること。

七、赤潮発生のメカニズムの解明及び防除に関する法律案

八、史跡、名勝、天然記念物等の保全に当つては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その指定、管理等に係る制度の適正な運用を図ること。

九、埋立てについては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その基本方針の厳正な運用を図ること。

十、油濁による海洋汚染を防止するため、大型タンカー等の航行規制及びビルジ排出規制の強化などについて所要の措置を早急に講ずること。

十一、総量規制の指定水域又は指定地域については、瀬戸内海のみならず東京湾及び伊勢湾を早急に指定するとともに、琵琶湖などの汚濁の著しいその他の水域についても検討すること。

十二、瀬戸内海の環境基準を達成維持すること。

三、総量規制に係る指定項目については、CODののみならず、その他の汚濁物質等についても総量規制の対象とするよう早急に検討すること。

四、自然海浜の保全については、地方公共団体の努力にのみゆだねるのではなく、国においてもその目的を達成するため、関係法律に基づく開発行為の規制及び行政指導の強化など運用の適正を図ること。

五、清掃、しんせつ及び人工海浜、人工藻場の造成など、水質の回復に資する措置を講ずること。

六、下水道の整備については、工場排水に対する監督、監視体制の強化、中小企業者の除害施設の設置に要する費用についての融資措置の充実を図ること。

七、赤潮発生のメカニズムの解明及び防除に関する法律案

る総合的研究体制の早急な整備拡充を図ること。

八、史跡、名勝、天然記念物等の保全に当つては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その指定、管理等に係る制度の適正な運用を図ること。

九、埋立てについては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その基本方針の厳正な運用を図ること。

十、油濁による海洋汚染を防止するため、大型タンカー等の航行規制及びビルジ排出規制の強化などについて所要の措置を早急に講ずること。

十一、総量規制の指定水域又は指定地域については、瀬戸内海のみならず東京湾及び伊勢湾を早急に指定するとともに、琵琶湖などの汚濁の著しいその他の水域についても検討すること。

十二、瀬戸内海の環境基準を達成維持すること。

三、総量規制に係る指定項目については、CODのみならず、その他の汚濁物質等についても総量規制の対象とするよう早急に検討すること。

四、自然海浜の保全については、地方公共団体の努力にのみゆだねるのではなく、国においてもその目的を達成するため、関係法律に基づく開発行為の規制及び行政指導の強化など運用の適正を図ること。

五、清掃、しんせつ及び人工海浜、人工藻場の造成など、水質の回復に資する措置を講ずること。

六、下水道の整備については、工場排水に対する監督、監視体制の強化、中小企業者の除害施設の設置に要する費用についての融資措置の充実を図ること。

七、赤潮発生のメカニズムの解明及び防除に関する法律案

八、史跡、名勝、天然記念物等の保全に当つては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その指定、管理等に係る制度の適正な運用を図ること。

九、埋立てについては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その基本方針の厳正な運用を図ること。

十、油濁による海洋汚染を防止するため、大型タンカー等の航行規制及びビルジ排出規制の強化などについて所要の措置を早急に講ずること。

十一、総量規制の指定水域又は指定地域については、瀬戸内海のみならず東京湾及び伊勢湾を早急に指定するとともに、琵琶湖などの汚濁の著しいその他の水域についても検討すること。

十二、瀬戸内海の環境基準を達成維持すること。

三、総量規制に係る指定項目については、CODのみならず、その他の汚濁物質等についても総量規制の対象とするよう早急に検討すること。

四、自然海浜の保全については、地方公共団体の努力にのみゆだねるのではなく、国においてもその目的を達成するため、関係法律に基づく開発行為の規制及び行政指導の強化など運用の適正を図ること。

五、清掃、しんせつ及び人工海浜、人工藻場の造成など、水質の回復に資する措置を講ずること。

六、下水道の整備については、工場排水に対する監督、監視体制の強化、中小企業者の除害施設の設置に要する費用についての融資措置の充実を図ること。

七、赤潮発生のメカニズムの解明及び防除に関する法律案

八、史跡、名勝、天然記念物等の保全に当つては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その指定、管理等に係る制度の適正な運用を図ること。

九、埋立てについては、瀬戸内海の特殊性にかんがみ、その基本方針の厳正な運用を図ること。

十、油濁による海洋汚染を防止するため、大型タンカー等の航行規制及びビルジ排出規制の強化などについて所要の措置を早急に講ずること。

十一、総量規制の指定水域又は指定地域については、瀬戸内海のみならず東京湾及び伊勢湾を早急に指定するとともに、琵琶湖などの汚濁の著しいその他の水域についても検討すること。

十二、瀬戸内海の環境基準を達成維持すること。

三、総量規制に係る指定項目については、CODのみならず、その他の汚濁物質等についても総量規制の対象とするよう早急に検討すること。

四、自然海浜の保全については、地方公共団体の努力にのみゆだねるのではなく、国においてもその目的を達成するため、関係法律に基づく開発行為の規制及び行政指導の強化など運用の適正を図ること。

五、清掃、しんせつ及び人工海浜、人工藻場の造成など、水質の回復に資する措置を講ずること。

六、下水道の整備については、工場排水に対する監督、監視体制の強化、中小企業者の除害施設の設置に要する費用についての融資措置の充実を図ること。

七、赤潮発生のメカニズムの解明及び防除に関する法律案



報告を求めることができる。  
第十三条第一項中「第三条を「第三条第一項」に改め、同条の前に次の節名及び二条を加える。

### 第三節 自然海浜の保全等

(自然海浜保全地区の指定)

第十二条の六 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。

一 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの

二 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたつてその利用が行われることが適当であると認められるもの

三 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたつてその利用が行われることが適当であると認められるもの

四 行為の届出等

第十二条の七 関係府県は、条例で定めるところにより、自然海浜保全地区内において工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者に必要な届出をさせ、当該届出をした者に対して自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のため必要な勧告又は助言をすることができる。

第十四条の前に次の節名を付する。

### 第四節 環境保全のための事業の促進等

第十八条を削り、第十七条の見出し中「技術開発」を「技術開発等」に改め、同条中「すみやかに、赤潮の発生の防除技術」を「速やかに、赤潮の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努めるとともに」に改め、同条を第十八条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(海難等による油の排出の防止等)  
第十七条 政府は、瀬戸内海の油による汚染を防止するため、海難等による大量の油の排出

の防止及び排出された油の防除に關し、指導及び取締りの強化、排出油防除体制の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十二条の見出しを「事務の委任等」に改め、同条に次の二項を加える。

### 第二十一條中「政令」を「命令」に改める。

第二十二条の見出しを「事務の委任等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で總理府令で定めるものを府県知事に通知しなければならない。

3 第二十三条第四項を次のよう改める。

4 審議会は、学識経験のある者につき、内閣總理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

5 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

6 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

7 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

8 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

9 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

10 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

11 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

12 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

13 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

14 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

15 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

16 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

17 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

18 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

19 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

20 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

21 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

22 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

23 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

24 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

25 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

26 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

27 総理大臣が任命する委員三十四人以内で組織する。

(湖沼及びほんと陸岸で囲まれている海域に限る)であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては公害対策基本法(昭和四十一年法律第百三十二号)第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準(次項において「水質環境基準」という。)の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目(以下「指定項目」という。)ごとに政令で定めるもの(以下「指定水域」という。)における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るために、指定水域の水質の汚濁に關係のある地域として指定水域ことに政令で定められた地域(以下「指定地域」という。)にて、指定項目で表示した汚濁負荷量(以下単に「汚濁負荷量」という。)の総量に関する基本方針(以下「総量削減基本方針」といふ。)を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。

3 この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを日途とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第一号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

4 当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを日途とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第一号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

5 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

7 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公告しなければならない。

8 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減基本方針)  
第四条の二 内閣総理大臣は、人口及び産業集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域に排放される水の汚濁負荷量についての発生源別

及び都道府県別の削減目標量(中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。)

3 内閣総理大臣は、第一項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(総量削減計画)  
第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画(以下「総量削減計画」という。)を定めなければならない。

6 都道府県知事は、総量削減計画においては、次の各号に掲げた事項を定めるものとする。

7 二 前号の削減目標量の達成の方途  
8 三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

9 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

10 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公告しなければならない。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

12 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公告しなければならない。

13 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減基本方針)  
第四条の二 内閣総理大臣は、人口及び産業集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域に排放される水の汚濁負荷量についての発生源別

(総量削減計画の達成の推進)

第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあっては、指定地域内の特定事業場で総理府令で定める規模以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めたところにより、それぞれ前項の総量規制基準を代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排水の汚濁負荷量について定めるところにより、その届出を受理した日から六

十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができ

る。

第十一条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十二条中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

八 その他総理府令で定める事項

第六条に次の二項を加える。

2 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者(設置の工事をしている者及び前

条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて排水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第七条中「第七号」を「第八号」に改める。

第八条の見出しを「(計画変更命令等)」に改める。

第八条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めたところにより、それぞれ前項の総量規制基準を代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排水の汚濁負荷量について定めて、総量削減計画に基づき、総理府令で定めたところにより、その届出を受理した日から六

十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができ

る。

第十一条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第十二条中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

八 その他総理府令で定める事項

第六条に次の二項を加える。

2 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者(設置の工事をしている者及び前

条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて排水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第七条中「第七号」を「第八号」に改める。

第八条の見出しを「(計画変更命令等)」に改める。

第八条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めたところにより、その届出を受理した日から六

十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができ

る。

第十一条中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

八 その他総理府令で定める事項

第六条に次の二項を加える。

2 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者(設置の工事をしている者及び前

条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて排水を排出するものは、当該政令の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、排水の排水系統別の汚染状態及び量を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第七条中「第七号」を「第八号」に改める。

第八条の見出しを「(計画変更命令等)」に改める。

第八条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。)及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、総理府令で定めたところにより、その届出を受理した日から六

十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずことができ

る。

第十一条中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 指定地域内事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条の二、第十三条第三項又は第十四条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場の設置者の地位を承継する。

八 その他総理府令で定める事項

第六条に次の二項を加える。

2 第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際現に当該地域において特定施設を設置している者(設置の工事をしている者及び前

第三十一条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十二条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十三条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十二条第一項」の下に「若しくは第一項」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

第三十四条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

第三十五条中「又は第十一条第三項」を「第十一条第三項又は第十四条第三項」に、「三万円」を「十万円」に改める。

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中瀬戸内海環境保全臨時措置法附則第四条及び附則第五条を削る改正規定及び第二条中水質汚濁防止法第四条の次に四条を加える改正規定(同法第四条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

第二条 改正前の瀬戸内海環境保全臨時措置法(以下「臨時措置法」という。)第三条の規定により定められた瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画は、改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「特別措置法」という。)第三条の規定により定められたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に臨時措置法第一項に規定する区域において改正前の水質汚濁防止法(以下「旧水質汚濁防止法」という。)第二条第二項に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしている者及び臨時措置法第五条第一項の許可を受けた者又は旧水質汚

濁防止法第五条の規定による届出をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。)であつて旧水質汚濁防止法第二条第三項に規定する排出水を排出するものは、この法律の施行の日から六十日以内に、總理府令で定めるとこ

るにより、排出水の排水系統別の汚染状態及び量を府県知事(特別措置法第二十二条第一項の政令で定める市の区域内の特別措置法第五条第一項に規定する特定施設に係る場合にあつては、当該市の長とし、改正後の水質汚濁防止法第二十八条第一項の政令で定める市の区域内の同法第二条第二項に規定する特定施設(特別措置法第五条第一項に規定する特定施設を除く。)に係る場合にあつては当該市の長とする。)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

第四条 この法律の施行前にした行為及び臨時措置法第十一条又は旧水質汚濁防止法第八条若しくは第十三条第一項の規定による命令に関しこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(環境庁設置法の一部改正)

第五条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のよう改訂する。

第四条第二十七号の二中「瀬戸内海環境保全特別措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に改める。

第十一条第一項の表瀬戸内海環境保全審議会の項中「瀬戸内海環境保全臨時措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法」に、「行なう」を「行う」に改める。

「田中寿美子君登壇、拍手」

○田中寿美子君 ただいま議題となりました瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案につきまして、公害対策及び

環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容でありますと、まず、瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正部分につきましては、

第一に、失効規定を削除して法律の題名を瀬戸内海環境保全特別措置法とすること、第二に、関係府県は、国の定める基本計画に基づいて府県計画を定めるものとすること、第三に、瀬戸内海において水質の総量規制制度を設けること、第四に、富栄養化による漁業被害等の防止のため、燃その他政令で定める物質の削減につき必要な措置と指導等を行うことができるとしてすること、第五に、関係府県は、自然の海浜地等を自然海浜保全地区として条例で指定し、地区内で行われる工作物等につき必要な指導等を行うことができるることとするとこと、第六に、海難等による油の排出の防止、赤潮の発生機構の解明等のため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること等であります。

次に、水質汚濁防止法の改正部分につきましては、第一に、内閣總理大臣は、東京湾等広域の閉鎖性水域につき政令で定める水質汚濁項目に係る汚濁負荷量の総量の削減に関する基本方針を定めることとすること、第二に、都道府県知事は、基本方針に基づいて総量削減計画を定めるとともに、一定規模以上の工場または事業場が遵守すべき総量規制基準を定めなければならないとするこ

ととすること等であります。

委員会におきましては、窒素、燐等による富栄養化の防止、赤潮発生機構の解明、瀬戸内海における埋め立ての規制、下水道の整備促進及びその対策特別委員長藤原房雄君。

○謹長(安井謹君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○謹長(安井謹君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謹長(安井謹君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○謹長(安井謹君) 日程第五 原子力基本法等の一部を改正する法律案(第八十回国会内閣提出、まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興

規制、大型タンカーの航行規制、自然海浜の保全、浄化槽の維持管理体制の強化等の質疑が行われたほか、参考人の意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、日本共産党委員より、本法

律案に対し、瀬戸内海における埋め立てを原則的に禁止する等の修正案が提出されました。

討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、瀬戸内海における埋め立ての抑制、水質保全に配慮した下水道の整備促進及び工場排水に対する監督監視体制の強化、油漏による海洋汚染を防止するための大型タンカーの航行の規制、ビルジ排水の規制の強化等を内容とする附帯決議を全会一致で付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(安井謹君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謹長(安井謹君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○謹長(安井謹君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謹長(安井謹君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

原子力基本法等の一部を改正する法律案  
昭和五十三年六月五日  
科学技術振興対策特別委員長 藤原房雄  
参議院議長 安井謹殿







があると認めるとき、又は前項の通知に、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「又は外国原子力船運航者」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 外国原子力船運航者は、外国原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、運輸省令で定めるところにより、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。

第三十七条第一項中「総理府令」を「主務省令」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十八条第一項中「総理府令」を「主務省令」に、「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十九条第一項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第四十条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に、「総理府令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第四十三条第一項中「内閣総理大臣」を「主務大臣」に改める。

第四十八条第二項中「運搬」の下に「(再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。)」を加える。

次条において同じ。」を加える。

第五十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第四号中「第五十七条、第五十八条から第六十条まで」を「第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十条」に改め、同号の次に次の三号を加える。

四の二 第五十八条第三項の規定による命令に違反したとき。

四の三 第五十八条の二の規定に違反したとき。

四の四 第五十九条の二第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第五十八条中「汚染された物を廃棄する場合においては」を「汚染された物の廃棄(使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる廃棄に限る。)について」に、「しなければならない」を「保安のために必要な措置を講じなければならぬ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等を設置した工場又は事業所の外において廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて汚染された物を使用施設等を設置した工場又は事業所内の外において廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて汚染された物の廃棄に関する措置が同条の二第一項、第二十二条の二第三号、第三十五条第二項又は第四十八条第三号の規定に基づく総理府令の規定に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

第五十九条を次のように改める。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認められた場合に該当するときには、使用者等は、そ

めるべきは、使用者に対し、廃棄の停止その他の保安のために必要な措置を命ぜることができる。

第五十九条の次に次の二項を加える。

(廃棄に関する確認)

第五十八条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者及び再処理事業者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等、製錬施設、加工施設、原子炉施設又は再処理施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。)において「工場又は事業所」という。)の外において廃棄する場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要な措置が前条第二項の技術上の基準に従つて汚染された物にあつては、その廃棄に関する措置が前条第二項の技術上の基準に従つて政令で定める場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者にあつては、その廃棄にかかる措置を除き、運輸省令。次項に規定する措置を除き、運輸省令。次項に規定する措置を除く。)においては、総理府令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者及び再処理事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下この条において「使用者等」という。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、総理府令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する

物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(運搬の基準)

第五十九条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。)について、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

昭和五十三年六月七日 参議院会議録第二十四号

適合することについて、総理府令で定めると

ころにより、内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

### 8 第一項の場合において、内閣総理大臣又は

運輸大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項

の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他の保安のために必要な措置を命ずることができ

### 4 第一項に規定する場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止して公共の安全を図るために必要がある場合として政令で定める場合に該

当するときは、使用者等は、総理府令で定めることにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

### 5 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬

の日時、経路その他総理府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

### 第六十一条第八号中「命令」を「主務省令」に改める。

第六十一条の七中「国際規制物質使用者」を「国際規制物質を使用している者」に改める。

第六十四条第一項中「使用者並びにこれらの者」を「使用者(以下この条において「事業者等」と

いう。)並びに事業者等」に、「命令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」に改め、同項に規定する者に対し」の下に「、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ」を加え、同項に次の方を加える。

一 製鍊事業者 内閣総理大臣及び通商産業大臣(第五十八条の二に規定する廃棄(以下「事業所外廃棄」という。)に係る場合にあつては内閣総理大臣、第五十九条の二第一項に規定する運搬及び船舶又は航空機による運搬(以下「事業所外運搬」という。)に係る場合にあつては内閣総理大臣、第五十八条の二に規定する廃棄による災害を防止して公共の安全を図るために必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、総理府令で定めることにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

二 加工事業者、再処理事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質の保管又は運搬を委託された者 内閣総理大臣(事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣)

三 原子炉設置者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣(事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣)

四 外国原子力船運航者 運輸大臣(事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣)

内閣総理大臣又は運輸大臣)

第六十五条第一項中「命令」を「主務省令」に改め、「主務大臣」の下に「(製鍊事業者に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、加工事業者、使用者、核原料物質使用者及び国際規制物質使用者に係る事項については内閣総理大臣、外國原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、原子炉設置者に係る事項については第十二条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第三項中「代つて」を「代わつて」に、「命令」を「主務省令」に改め、同条第四項中「命令」を「主務省令」に改める。

第六十六条第一項中「命令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「第五十八条」の下に「及び第五十八条の二」を加え、「及び第六十条」を「から第六十条まで」に改める。

第六十七条中「主務大臣又は運輸大臣」を「内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会」に、「運輸大臣にあつては、第三十六条の二第三項」を「都道府県公安委員会にあつては、第五十九条の二第五項」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、「国際規制物質使用者」を「国際規制物質を使用している者」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「もとに」を「下に」に改め。

第六十九条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」に、「行なわなければならぬ」を「行わなければならぬ」に改める。

第七十条中「主務大臣」を「内閣総理大臣、通商産業大臣」に改める。

第七十二条の見出し中「通商産業大臣又は運輸大臣」を「処分等について」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣、通商産業大臣」に改め、同条第三項各号に掲げる事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかる

用している者については、内閣総理大臣とし、第五十九条の二第四項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。第六

十一条第一項において同じ。)に応じ、政令で定めるところにより」に改める。

第六十八条第一項中「主務大臣又は運輸大臣は、この法律(運輸大臣にあつては、第三十六条の二第三項の規定)」を「内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分に応じこの法律の規定、第五項の規定)」に改め、「職員」の下に「(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)」を加え、

「国際規制物質使用者」を「国際規制物質を使用している者」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「もとに」を「下に」に改め。

合(以下この項において「処分等をする場合」を「付する場合」という。)に、「あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉(原子炉を設置する船舶を名む。)に係るものについては」を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 内閣総理大臣が実用発電用原子炉以外の船舶に設置する原子炉(当該原子炉を設置した船舶を含む。)に係る処分等をする場合 通商産業大臣

二 内閣総理大臣が実用船用原子炉以外の船舶に設置する原子炉(当該原子炉を設置した船舶を含む。)に係る処分等をする場合 運輸大臣

三 通商産業大臣又は運輸大臣が実用発電用原子炉又は実用船用原子炉(当該原子炉を設置した船舶を含む。)第三十九条第二項に規定する原子力船若しくは外国原子力船に係る処分等をする場合 内閣総理大臣

第七十一条第二項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣、通商産業大臣」に改め、同条第四項中「主務大臣は、第三十六条」を「内閣総理大臣は、実用発電用原子炉又は実用船用原子炉以外の原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七条、第三十六条第一項に、「処分をし」を「処分

(第六十四条第二項の規定による处分)を「では、事業所外廃棄又は事業所外運搬に係るものを除く。」をし、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の規定による検査をしに改め、「第二十六条の二第三項」を削り、「处分又は」を「処分、検査又は」に改め、「処分の内容」の下に「若しくは検査の結果」を加え、同条第五項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「附する」を「付する」に改め、同条第七項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「加工事業者に対し」を「加工事業者に対し」に改め、同条に次の四項を加える。

に係る原子炉設置者に対するものであるときには、通商産業大臣、実用発電用原子炉及び実用船用原子炉以外の原子炉に係る原子炉設置者、再処理事業者又は使用者に対するものであるときは内閣総理大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。

10 通商産業大臣又は運輸大臣は、実用発電用原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者から、第六十五条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第六十六条第三項の報告を受理したときは、遅滞なく、その届出又は報告の写しを内閣総理大臣に送付しなければならない。

11 通商産業大臣又は運輸大臣は、第四十三条の規定により原子炉主任技術者の解任を命じた場合においては、科学技術庁長官に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

第七十二条中「主務大臣」を「内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣」に改める。

第七十三条中「原子炉施設」の下に「であつて実用発電用原子炉又は実用船用原子炉に係るもの」を加える。

第七十四条を次のように改める。

(経過措置)

要と判断される範囲内において、所要の経済措置（罰則に関する経済措置を含む。）を定めることができる。

第七十四条の二第一号中「第二十三条の一第一項」を削り、「第二十六条の二第一項並びに第三十九条第一項及び第二項」を「及び第三十九条第一項」に改め、同条第五号中「及び第三項」を削り、「並びに同条」を「及び同条」に改める。

第七十七条第六号中「原子炉を設置した船舶」を「原子力船」に改める。

第七十九条第三号中「第二十一条の二」、第三十六条又は第四十九条」を「第十二条の二第一項、第二十一条の三、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十九条、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に改め、「命令」の下に「又は第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示」を加え、同条第三号の二中「第三十二条の二第一項」の下に「若しくは第一項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第五号の二を同条第五号の四とし、同条第五号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五の二 第五十八条の二（第六十六条第二項

において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者

五の三 第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けず、又は第五十九条の規定による確認を受け、又は第五十九条の規定による確認を受けた者

二第四項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

第一条中原子力委員会設置法第十五条を第十二条とし同条の次に二章及び章名を加える

改正規定のうち第十七条(同条において準用する第五条第一項の規定中委員の任命について、兩議院の同意を得ることに係る部分に限る。)の規定並びに次条第一項及び第三項の規定

定 公布の日  
二 第一条の規定、第二条の規定(前号に掲げる同条中の規定を除く。)、第三条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四条第二項の改正規定、同法第十四条第一項の規定及び同法第二十三条に一項を加える部分を除く。)並びに次条第二項、附則第五条から附則第七条まで及び附則第九条の規定

正規規定(内閣総理大臣)を「主務大臣」に改める部分を除く。)並びに次条第二項、附則第五条から附則第七条まで及び附則第九条の規定

三 前二号に掲げる規定以外の規定  
昭和五十年四月一日  
公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 前二号に掲げる規定以外の規定  
昭和五十年四月一日  
公表の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる日の前日において原子力委員会の委員である者のうち内閣総理大臣が指定する一人については、その任期は、第二条の規定による改正前の原子力委員会設置法

(第三項において「旧設置法」という。)第九条第二項の規定にかかるわらず、その日に満了する。

二 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の施行後最初に任命される原子力安全委員会の委員の任期は、同法第十七条において準用する同法第六条第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については

一年六月、三人については三年とする。

三 前条第二号に掲げる日の前日において原子力委員会の原子炉安全専門審査会の審査委員である者の任期は、旧設置法第十四条の三第四項の規定がかかるわらず、その日に満了する。

四 旧規制法第七十三条の規定の適用を受けた原子炉施設であつて、附則第一条第三号に掲げる同法第六条第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については

一年六月、三人については三年とする。

五 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六 前各項に定めるもののはか、この法律の施行に關必要な経過措置は、政令で定める。

(港則法の一部改正)

第四条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のよう改訂する。

第三十七条の二第一項中「第三十六条の二第二項」を「第三十六条の二第四項」に、「附近」を「付近」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第五条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改訂する。

第一条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三条の二の二 原子力安全委員会の常勤の委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の二の二 原子力安全委員会の非常勤の委員

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

四十四の二

電気工作物の検査を行うこと。

和八年法律第十一号)の関係規定に従い、適法に工事に着手し、又は工事を完了しているものについては、同日に新規制法第二十七号第一項の認可があつたものとみなして、新規制法の規定を適用する。

二第四条中「原子力委員会」を「原子力委員会及び原子力安全委員会」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十九条第二項中「原子力委員会」の下に「又は原子力安全委員会」を加える。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

四十四の二

電気工作物の検査を行うこと。

(日本原子力研究所法の一部改正)

第六条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のよう改訂する。

第二十四条中「原子力委員会」を「原子力委員会及び原子力安全委員会」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十九条第二項中「原子力委員会」の下に「又は原子力安全委員会」を加える。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項第四号中「又は第四十八条」を「第四十八号、第五十九号第一項若しくは第五十九号又は第五十九条の二第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

四十四の二

電気工作物の検査を行うこと。

## 四十四の三 核原料物質、核燃料物質及び原

子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置等に関する事。

し、又は必要な命令をすること。

第四条第一項第四十五号中「電気工作物の検査を行い、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第三十六条の九中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で通産業省の所掌に属するものを処理することと。（長官官房の所掌に係ることを除く。）

（運輸省設置法の一部改正）

第十五条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の三の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、実用舶用原子炉の設置等に関し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第二十四条第三号の二の次に次の一号を加え。

三の三 実用舶用原子炉及び外國原子力船に設置された原子炉に関する規制に関することと（船員局及び港湾局の所掌に属するものと除外のこと）。

第二十五条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 実用舶用原子炉に係る原子炉主任技術者に関すること。

第二十六条第一項第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四 実用舶用原子炉に係る原子炉の附属施設（船舶外に設置されるものに限る。）に

## 関する規制に関する事。

目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（安井謙君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長（安井謙君） 本案は可決されました。

三 前号に定める場合のほか、逃亡犯を引き渡すかどうかについて日本国との裁量に任せることの旨の引渡し条約の定めがある場合において、当該定めに該当し、かつ、逃亡犯を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

第四条第二項中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第二十三条 外務大臣は、引渡し条約に基づき、締約国から引渡し条約により日本国に対し引渡しの請求をすることができる犯罪人が犯した犯罪（引渡し条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る。）についてその者を仮に拘禁するとの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、その請求があつたことを証明する書面に關係書類を添付し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求に係る者を逮捕すべき旨の令状が発せられ又は刑の言渡しがなされていることの通知がないとき。

二 請求に係る者の引渡しの請求を行なべき旨の保証がなされないとき。

三 引渡し条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することとの請求があつたときは、当該請求をして外國から日本国が行なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされた場合に限り、前項と同様とする。

二十四条中「前条第一項」を「前条」に改める。

第二十六条第一項中「引渡し」を「引渡し」に、「定」を「定め」に「且つ」を「かつ」に改め、同項第二条第一項第一号又は第二号を「第四条第一項各号の二」に改める。

第二十八条第一項中「締約国」を「仮に拘禁する」と改める。

第二十九条中「一箇月」の下に「（引渡し条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間）」

を加える。

第三条第三項中「左」を「次」に改め、「二箇月」の下に「引渡し条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間」を加える。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(通過譲送の承認に関する法務大臣の措置)  
第三十四条 法務大臣は、外國から外交機関を経由して当該外國の官憲が他の外國から引渡しを受けた者を日本国内を通過して護送することの承認の請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、これを承認することができ

る。

一 請求に係る者の引渡しの原因となつた行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により罪となるものでないとき。

二 請求に係る者の引渡しの原因となつた犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該引渡しの請求が政治犯罪について審判し、若しくは刑罰を執行する目的で行われたものと認められるとき。

三 請求が引渡し条約に基づかないで行われたものである場合において、請求に係る者が日本国民であるとき。

2 法務大臣は、前項の承認をするかどうかについてあらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

(経過規定)

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の逃亡犯人引渡法の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る犯人の引渡し及び通過譲送の承認の請求についても、適用する。

〔中尾辰義君登壇 拍手〕  
○中尾辰義君登壇 拍手

罪人引渡法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結に伴い、犯罪人の引き渡しに関する国内手続について所要の整備を行ふとともに、犯罪人の引き渡しに関する国際的協力を一層推進するため、わが国に対し引き渡し条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することの請求があつた場合の手続等に関する規定を新設するものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡し条約の締結に伴い、現行法の第四条第二号に定める場合のほか、逃亡犯罪人を引き渡す

かどうかについて日本国裁量に任せることの条約の定めがある場合に、当該定めに該当し、かつ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときは、当該犯罪人を仮に拘禁することの請求があつたときは、当該請求をした外國から日本国が行う同種の請求に応すべき旨の保証がなされた場合に限り、引き渡し条約に基づき請求があつた場合と同様に当該犯罪人を仮に拘禁することができるものとするこ

と。

第二に、引き渡し条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することの請求があつたときは、当該請求をした外國から日本国が行う同種の請求に応すべき旨の保証がなされた場合に限り、引き渡し条約に基づき請求があつた場合と同様に当該犯罪人を仮に拘禁することができるものとするこ

と。

第三に、外國から外交機関を経由して当該外國の官憲が他の外國から引き渡しを受けた者を日本国内を通過して護送することの承認の請求があつたときは、一定の場合を除き、これを承認することができるものとするこ

とができるものとする。

第四に、その他関連規定について所要の整備を行ふものとすること等であります。

第五に、その他の外國から引き渡しを受けた者を日本国内におきましては、国際刑事警察機構による手配と引き渡し条約との関係、政治犯及び国際犯罪の意義、政治亡命者及び難民の保護、わが国

日米地位協定に基づき米国側が第一次裁判権を持つ事件の処理状況等について熱心なる質疑を行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案について、寺田熊雄委員から、各会派共同提案として、米国以外の国との犯罪人引渡し条約の締結について努力すべきである等の意見がございました。

三項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

以上御報告いたします。

○議長(安井謙君) 日程第七 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

○議長(安井謙君) 日程第八 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

○議長(安井謙君) 以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木省吾君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十八日

参議院議長 安井 謙殿  
衆議院議長 保利 茂

農業者年金基金法の一部を改正する法律案  
農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
附則第十条の二の二中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「昭和五十年度」を「昭和五十二年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、昭和五十三年七月一日から施行する。

(保険料納付の特例)

第二条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者(組合移譲年金を受ける権利を有する者を除く)は、農業者年金基金に申し出て、昭和五十一年七月一日前のその者被保険者期間のうち、保険料納付済期間以外の期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る)について、一月につき三千六百円を納付することができる。

3 第一項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

4 第一項の規定による納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 昭和五十三年七月一日前に経営移譲をした者が、第一項の規定による納付を行つことによる、農業者年金基金法第四十一条第一号に定める経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしたときは、同号の規定にかかるわらず、その者に同条の経営移譲年金を

支給する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

(自作農維持資金金融通法の一部改正)

第三条 自作農維持資金金融通法(昭和三十年法律第一百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年五月二十五日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

した。

次に、農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案は、最近における金融情勢の変化に対応し、農林漁業金融公庫等の貸付金のうち、政策性が特に強い資金で、その貸し付けの利率が法律で固定されているものの一部について、他の制度金

つ、その貸し付けの利率を彈力的に引き下げるた

めの所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、農林漁業制度資金の貸

付条件、資金の種類、貸付手続等の改善、すでに

金利の引き下げが実施されている資金との関係、

系統金融の実態、法改正に伴う政令による金利運

用の方針等について質疑が行われましたが、その

詳細は会議録によって御承知願いたいと存じま

す。

○鈴木省吾君登壇、拍手

ただいま議題となりました両法律

案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律

案は、最近の社会情勢の変化、国民年金等の

関連諸制度における制度改革の動向を考慮して、

農業者年金の年金額自動改定措置の昭和五十三年

度における実施時期を繰り上げるとともに、時効

が完成している保険料について納付の特別措置を

講じようとするものであります。

農業者年金の年金額自動改定措置の昭和五十三年

度における実施時期を繰り上げるとともに、時効

が完成している保険料について納付の特別措置を

講じようとするものであります。

農業者年金の年金額自動改定措置の昭和五十三年

度における実施時期を繰り上げるとともに、時効

が完成している保険料について納付の特別措置を

講じようとするものであります。

農業者年金の年金額自動改定措置の昭和五十三年

度における実施時期を繰り上げるとともに、時効

が完成している保険料について納付の特別措置を

講じようとするものであります。

田十一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年五月九日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

農林省設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

北海道管区行政監察局の分室の設置に関する法律案

行政監察局を除く。)を加え、同条第十項中「左の

条第九項中「管区行政監察局」の下に「(北海道管区

行政監察局を除く。)」を加え、同条第十項中「左の

条第九項中「管区行政監察局」の下に「(北海道管区

七九

昭和五十三年六月七日 参議院会議録第二十四号

## 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案外二件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基  
づき、北海道管区行政監察局の分室の設置

に關し承認を求める件  
行政管理庁設置法第三条の二第八項の規定により北海道管区行政監察局の分室を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

第五条中「農林經濟局」を「經濟局」に改める。  
第八条の見出しを「(經濟局の事務)」に改め、  
条第一項中「農林經濟局」を「經濟局」に、「左の  
次の」に改める。

**第三十一条の二第二項を次のように改める。**  
さとうきび原原種農場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(管理部の事務)  
第四十九条 管理部においては、次の事務をつかさどる。  
一 主要食糧等の生産、流通、消費及び管理に

名 称	位 置
北海道管区行政監察局 函館分室	函館市
北海道管区行政監察局 旭川分室	旭川市
北海道管区行政監察局 钏路分室	钏路市

り、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「農業振興地域整備計画その他の農山漁村の総合的な振興計画」を「農山漁村の総合的な振興計画(農業振興地域整備計画を除く。)」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 土地改良事業に関する企画を行なう。

鹿児島さとうきび原種農場	沖縄県
農業水産省	鹿児島県

一 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定  
並びに主要食糧の価格の統制に関する事。

二 農産物検査法による農産物の検査その他の主  
要食糧等の検査に関する事。

三 農産物検査印紙の製造、発行及び売りさば  
きに関する事。

四 農産物検査印紙の製造、発行及び売りさば  
きに関する事。

五 食糧庁の所掌事務に係る一般会計及び食糧  
管理特別会計についての経費及び収入の予  
算、決算及び会計に関する事。

〔審査報告書は都合により追録に掲載

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

第十八条第三項中「東京都」を「茨城県」に改め  
る。  
第十八条の三第一項中「千葉県」を「茨城県」に改  
める。

農林省設置法の一部を改正する法律

題名を次のように改める。

本則中「農林省」を「農林水産省」に、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農省令」を「農林水産省令」に改める。

第一十二条第一項中「東京都」を「茨城県」に改め  
る。  
第二十二条の二第二項中「東京都」を「茨城県」に  
改める。

管理特別会計についての会計の監査に関する  
こと。

**(營林局)**  
第六十六条 林野厅に、地方支分部局として、**營林局**を置く。  
第六十七条 第四号の次に次の二号を加える。  
（所掌事務）に改め、同

条第五号を削る。

#### 四の二 営林支局を指導監督すること。

## 第六十八條第一項の表を次のよう改める。

第六十八条第一項中「郡の一部」を「市の一部」又は「郡の一部」に改め、同条第四項を削る。  
〔管林支局若しくは管林署〕に改まる。

「左の「」を次の「」に改め、同条第三項中「營林局」の下に「又は營林署  
支局」を加え、同条を第七十一条とする。

第六十九条の二第二項中「營林局」の下に  
「○營林支局」を加える。  
第七十二条を削り、第七十一条を第七十二条とする。  
第一項中「營林局」の下に「又は營林支局」を加え、  
第七十条及び第七十一条を次のよう改める。

第十一章 営林局の内掌事務の一節を分掌させ、  
ため、所要の地に支局を置く。

13 12

支局又は支局の所掌事務の一部を分掌させ  
るため、所要の地に営林署を置く。

支局及び営林署の名称、位置、管轄区域、所  
掌事務の範囲及び内部組織並びに職員の服制に  
ついては、農林水産省令で定める。

り經營することを要する事項に關しては、營林課局がその管轄支局を指定することができる。

林産物の運輸貯蔵の管理その他個別の必要があるときは、營林課局は、營林署の所掌事務の一部を營林支局に行わせ、又は營林支局の所掌事務の一部を營林署に行わせることができる。

營林支局の内部組織及び職員の服制については、農林水産省令で定める。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 水産庁に次の五部を置く。

(内部部局)

内部部  
漁政部  
振興部  
海洋漁業部  
漁港部

八号を第五号とし、第九号から第十七号までを三  
号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。  
**十五** 前各号に掲げるもののほか、水産庁の所  
掌事務で他部及び他の機関の所掌に属しない  
事務に關すること。

第七十七条を第七十六条とし、同条の次に次の  
一条を加える。

(振興部の事務)

**第七十七条** 振興部においては、次の事務をつか  
さどる。  
一 沿岸漁業、冲合漁業及び内水面漁業につい  
て免許、許可その他指導監督を行うこと。

		北見管林支局	北見市
		帶広管林支局	帶広市
		函館管林支局	函館市
			北海道のうち北見市、紋別市、網走市、紋別郡、常呂郡、網走郡及び斜里郡
前項の表に掲げる管轄区域中「市の一部」又は「郡の一部」とある地域は、農林水産大臣が定める。			北海道のうち帶広市、根室市、釧路市、日高郡、標津郡、野付郡、厚岸郡、川上郡、釧路郡、阿寒郡、十勝郡、河東郡、上川郡（十勝国）、十勝郡、河西郡及び広尾郡
林産物の運搬設備その他二以上の管林支局の管轄区域にわたる			北海道のうち函館市、登別市、伊達市、室蘭市、古宇郡、岩内郡、虻田郡、磯谷郡、有珠郡、寿都郡、島牧郡、漵棚郡、山越郡、久遠郡、奥尻郡、爾志郡、茅部郡、龜田郡、上磯郡、檜山郡及び松前郡
研究部	第七十六条を削る。	第七十七条第一項第五号から第七号までを削り、	

名 称	位 置	管 辖	区 域	
旭川營林支局	旭川市	北海道のうち旭川市、稚内市、名寄市、士別市、深川市、留萌市及 び富良野市、滝川市の一部及び芦別市の一部、宗谷郡、礼文郡、利尻郡、 天塩郡、枝幸郡、中川郡(天塩国)、苦前郡、上川郡(天塩国)、留萌郡及 び増毛郡並びに空知郡の	旭川市	旭川市
尻別郡	上川郡	上川郡	上川郡	
天塩郡	石狩國	石狩國	石狩國	
枝幸郡	中川郡	中川郡	中川郡	
芦別市	留萌郡	留萌郡	留萌郡	
深川市	苦前郡	苦前郡	苦前郡	
礼文郡	上川郡	上川郡	上川郡	
利尻郡	天塩郡	天塩郡	天塩郡	

(宮林局の所掌事務の特例)  
第六十九条の三の次に次の二条を加える。  
**第七十一条** 宮林局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての第六十七条の規定の適用については、同条第二号中「宮林の指導並びに森林治水事業」とあるのは、「宮林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」とする。

(宮林支局)  
**第七十条** 宮林支局は、宮林局の所掌事務のうち、第六十七条第一号から第四号まで及び第五号に掲げる事項に関する事項に關し宮林局の管轄区域の全域にわたり総合的な企画調整を要する事項に関する事務以外のものを分掌する。

2 宮林支局の名稱、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

第六十九条の三の次に次の二条を加える。



# 号外 報官

33

第七節 農林水産省関係
第八章第七節（第百五条から第百七条まで、第百八条第一項、第二項、第五項及び第六項、第一百九条、第百十一条第一項、第百十五条第二項及び第三項並びに第百十六条から第百十八条までを除く。）中「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「農林省令」を「農林水産省令」に改める。（沖縄開発庁設置法の一部改正）
第十一条 沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項第三号中「農林省設置法」を「農林水産省設置法」に、「第七十七条第二号、第三号、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで及び第十六号」を「第七十六条第二号、第三号、第九号から第十一号まで及び第十三号、第七十七条第一号及び第三号から第五号まで」に改める。（国家行政組織法等の一部改正）
第十一条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」に改める。
一 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）
二 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百一十六号）
三 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）
（農業倉庫業法等の一部改正）
第十二条 次に掲げる法律の規定中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
一 農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）
二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）
三 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）
四 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）
五 食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）
六 畜糞糞法（昭和二十年法律第五十七号）

七 國有林野事業特別会計法（昭和二十一年法律第三十八号）
八 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十一号）
九 競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）
十 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）
十一 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）
十二 渔業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
十三 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第二十一号）
十四 森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）
十五 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十九号）
十六 渔船法（昭和二十五年法律第二百七十八号）
十七 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）
十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）
十九 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
二十 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
二十一 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）
二十二 船舶職員法（昭和二十六年法律第二百四十九号）
二十三 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）
二十四 水産資源保護法（昭和二十六年法律第二百三十三号）
二十五 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第二百三十一号）
二十六 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）
二十七 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百二十二号）
二十八 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）
二十九 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）
三十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本國にあるアメリカ合衆國の軍隊の水面の使用に伴う船舶の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）
三十一 電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）
三十二 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
三十三 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
三十四 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）
三十五 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）
三十六 農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）
三十七 久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百五十三号）
三十八 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）
三十九 学校給食法（昭和二十九年法律第二百六十号）
四十 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百四十五号）
四十一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第二百三十六号）
五十九 濟甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十八号）
五十九 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第二百四十七号）
六十一 肥料價格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第二百三十八号）
六十一 工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第二百四十六号）

四十四 海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）
四十五 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第二百五十九号）
四十六 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百二十六号）
四十七 國土開発幹線自動車道建設法（昭和三十二年法律第六十八号）
四十八 特定土地改良工事特別会計法（昭和三十二年法律第七十一号）
四十九 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第二百十八号）
五十 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）
五十一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第二百三十五号）
五十二 たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第二百三十五号）
五十三 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）
五十四 たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第二百三十五号）
五十五 農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三号）
五十六 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百四号）
五十七 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百十八号）
五十八 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第二百四十七号）
五十九 濟甚災害に対する特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十八号）
六十 肥料價格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第二百三十八号）
六十一 工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第二百四十六号）

六十二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）	二 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）
六十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）	三 養鷄振興法（昭和三十五年法律第四十九号）
六十四 住民基本帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	四 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）
六十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	五 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十四号）
六十六 北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第五十二号）	六十七 漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）
六十八 外国政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法（昭和四十五年法律第八六号）	六十九 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十六年法律第五十号）
七十 国有農地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第八三号）	七十一 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第八二号）
七十二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）	七十三 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）
七十四 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	七十五 活動火山周辺地域において避難施設等の整備等に関する法律（昭和四十八年法律第六十二号）
七十六 國際協力事業団法（昭和四十九年法律第七号）	六 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）
七十七 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）	七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）
（家畜商法等の一部改正）	八 真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九号）
「農林水産省令」に改める。	九 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
一 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）	十 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）
第十三条 次に掲げる法律の規定中「農林省令」を	十一 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）
「農林水産省令」に改める。	十二 農業振興法（昭和二十九年法律第二百八十号）
	二 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）
	三 養鷄振興法（昭和三十五年法律第四十九号）
	四 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）
	五 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）
	（鉄道敷設法等の一部改正）
	第十四条 次に掲げる法律の規定中「農林事務次官」を「農林水産事務次官」に改める。
	一 鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）
	二 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）
	三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）
	（農業改良助長法等の一部改正）
	第十五条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林水産省」、「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。
	一 農業改良助長法（昭和二十三年法律第八十五号）
	二 獣医師法（昭和二十四年法律第二百八十六号）
	三 植物防除法（昭和二十五年法律第二百五十一号）
	四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十五号）
	五 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）
	六 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）
	七 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）
	八 飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）
	九 木材防腐特別措置法（昭和二十八年法律第二百十二号）
	十 自作農維持資金融通法（昭和三十一年法律第二百六十五号）
	十一 森林開発公團法（昭和三十一年法律第八十五号）
	十二 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二十一号）
	十三 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）
	十四 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）
	十五 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和三十四年法律第九十一号）
	十六 農業事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）
	十七 農業生産調整組合法（昭和三十六年法律第二百二十八号）
	十八 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法（昭和三十六年法律第二百六十二号）
	十九 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）
	二十 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）
	二十一 農業振興法（昭和二十九年法律第二百八十号）
	二十二 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第二百九号）
	二十三 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第二百十二号）
	二十四 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百三号）
	二十五 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）
	二十六 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）
	二十七 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和四十三年法律第十七号）
	二十八 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）
	二十九 真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）
	三十 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第二百八十八号）
	三十一 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）
	三十二 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十九号）
	三十三 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）
	三十四 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第二百八号）
	三十五 漁船積荷保険臨時措置法（昭和四十八年法律第五十六号）
	三十六 畑作物共済及び園芸施設共済に関する法律（昭和四十九年法律第七十九号）
	三十七 臨時措置法（昭和四十八年法律第七十九号）

- 三十七 農用地開発公團法（昭和四十九年法律第四十三号）
- 三十八 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）
- 三十九 林業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）
- 四十 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）
- 四十一 漁船船主責任保険臨時措置法（昭和五十一年法律第四十五号）
- 四十二 松くい虫防除特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）
- 四十三 漁業水域に関する暫定措置法（昭和五十二年法律第三十一号）
- 四十四 砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律（昭和五十二年法律第八十五号）
- （飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の一部改正）
- 第十七条 次に掲げる法律の規定中「農林省」を「農林省令」を「農林大臣」に改める。
- 一 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
- 二 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）
- 三 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）
- 四 甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）
- 五 漁業灾害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）
- 六 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）
- （他の法令の読み替え）
- 第十八条 附則第二条から前条までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「農林省」とあるのは

「農林水産省」と、「農林大臣」とあるのは「農林大臣」と、「農林事務次官」とあるのは「農林水産事務次官」と、「農林省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

○塚田十一郎君　ただいま議題となりました三案件につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果御報告申し上げます。

まず、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、行政機構の簡素合理化を図るために、函館旭川及び釧路の三地方行政監察局を廃止するとともに、水産庁に振興部を設けることとしております。

○塚田十一郎君　拍手

○塚田十一郎君　ただいま議題となりました三案件につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果御報告申し上げます。

まず、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、行政機構の簡素合理化を図るために、函館旭川及び釧路の三地方行政監察局を廃止するとともに、水産庁に振興部を設けることとしております。

第一に、水産行政の強力な推進を図るために農林省の省名を農林水産省に改め、国家行政組織における水産行政組織の位置づけを明確にするとともに、水産庁に振興部を設けることとしておりま

す。

第二に、食糧庁の組織等の整備につきましては、食糧事務所が食品全般についてその流通の改善等のための事務を行い得るようにするとともに、内部を設置しようとするものであります。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局に行政相談部を設置し、その事務を行いたい得るようになります。よって、内閣委員会における行政相談業務執行体制の確保を図るため、北海道管区行政監察局に行政相談部を設置しようとするものであります。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局に行政相談部を設置しようとするとともに、内閣委員会における行政相談業務執行体制の確保を図るため、北海道管区行政監察局に行政相談部を設置しようとするものであります。

第三に、林野庁の組織の整備につきましては、行政の統轄的機能を図り、国有林野事業の自立的経営改善の一環としてその組織の簡素合理化を図る見地より、次長を新設する一方、北海道にある五管林局を再編整備することとし、札幌管林局を北海道管林局に改めるとともに、他の四管林局を同局の支局とすることとしたいたしております。

このほか、試験研究機関のうち五機関の計画的な筑波研究園都市への移転等を行うことといたしてあります。

なお、本法律案につきましては、衆議院において、管林局の支局及び管林署の位置づけ等を法律で規定するとともに、施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、以上二案件を一括して審査し、行政改革に対する政府の決意、今回の機構改革が業務運営に及ぼす影響、地方先出機関整理再編成のあり方、地方事務官制度等につき質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、順次採決の結果、法律案は多數をもつて可決すべきものと決定し、承認案件は多數をもつて承認すべきものと決定いたしました。

最後に、農林省設置法の一部を改正する法律案は、最近におけるわが国農林水産業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、省名の変更を初め、

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、原理事より、各派共同

○議長（安井謙君）　日程第一二　國民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしました。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長鳴



みの受理及びその者に対する当該進学資金の貸付に係る貸付金の交付に関する業務を郵政省に委託することができる。

第二十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第二十条第二項の規定により業務を委託した郵政省に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

第三十七条第一項各号列記以外の部分中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九条各号列記以外の部分中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第一条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「生業資金以外の資金の小口

貸付」を「同条第一項の規定による小口貸付け以外の小口貸付け」に改める。

を郵政省に委託することができる。

第二十九条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、第二十条第二項の規定により業務を委託した郵政省に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

第三十七条第一項各号列記以外の部分中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十八条第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九条各号列記以外の部分中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

「のほか」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「日本放送協会」の下に「国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫」を加え、同項第三号中「買上」を「買上げ」に改め、同項第五号中「受入払渡」を「受け入れ払渡し」に改める。

第九条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「受入払渡」を「受け入れ払渡し」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から委託された業務を処理すること。

同条第十三号中「取扱上」を「取扱い上」に、「補てん」を「補てん」に改め、同条第十六号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二十一号中「預かり金」を「預り金」に改め、同条第二十四号中「の外」を「のほか」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「取扱」を「取扱い」に、「又は国際電信電話株式会社」を「国際電信電話株式会社、

貸付」を「同条第一項の規定による小口貸付け以外の小口貸付け」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

(第三条第一項各号列記以外の部分中「の外」を「のほか」に、「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「日本放送協会」の下に「国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫」を加え、同項第三号中「買上」を「買上げ」に改め、同項第五号中「受入

払渡」を「受け入れ払渡し」に改める。

第五条 郵便法(昭和二十一年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「受入払渡」を「受け入れ払渡し」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「買上」を「買上げ」に、「又は国際電信電話株式会社」を「国際電信電話株式会社、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「受入払渡」を「受け入れ払渡し」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

〔鷗崎均君登壇、拍手〕

○鷗崎均君 大だいま議題となりました国民金融

公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正

する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における高等学校、大学等への進

学のために必要な資金の負担の実情にかんがみ、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において新たに進学資金貸付業務を行うことができるよう

にするため、高等学校、大学等に進学する者また

はその者の親族に対して、進学のため必要な小口

資金を融通する業務の追加、進学積立郵便貯金の預金者に対する進学資金の小口貸し付けに関する

取扱業務の郵政省への委託等、所要の改正を行

おうとするものであります。

委員会におきましては、本案提出の背景と經緯、進学資金貸付条件の緩和、国民金融公庫の業

務量の増大に伴う定員の確保を事務処理体制、母子家庭等に対する進学資金貸付制度の改善等につきに、「受入払渡」を「受け入れ払渡し」に改め

る。

(郵便法の一部改正)

第五条 郵便法(昭和二十一年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「受入払渡」を「受け入れ払渡し」に、「売さばき」を「売りさばき」に、「買上」を「買上げ」に、「又は国際電信電話株式会社」を「国際電信電話株式会社、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「受入払渡」を「受け入れ払渡し」に改め、同条第九号の次に次の一号を加える。

〔鷗崎均君登壇、拍手〕

○鷗崎均君 大だいま議題となりました国民金融

公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正

する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における高等学校、大学等への進

学のために必要な資金の負担の実情にかんがみ、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫において新たに進学資金貸付業務を行うことができるよう

にするため、高等学校、大学等に進学する者また

はその者の親族に対して、進学のため必要な小口

資金を融通する業務の追加、進学積立郵便貯金の預金者に対する進学資金の小口貸し付けに関する

取扱業務の郵政省への委託等、所要の改正を行

ます、委員長の報告を求めます。通信委員長栗

原俊夫君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて、国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十八日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

## 官 報 (外)

しに改め、同項に次の一号を加える。

六 進学積立郵便貯金 自己又はその親族の進

学（学校教育法（昭和二十一年法律第二十六

号）による高等学校、高等専門学校又は大学

その他これらに準ずる教育施設に進学するこ

とをいう。）につき、国民金融公庫法（昭和二

十四年法律第四十九号）第十八条第一項又は

沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二

号の規定による進学資金の小口貸付けを受

け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一

定の据置期間を定め、一定の金額をその期間

内毎月一回預入するもの

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十一年法律第二百四十四号）の

一部を次のように改正する。

目次中「第八章 預金者に対する貸付け」を

「第

八章 進学積立郵便貯金振興会」を

「第

九章 預金者に対する貸付け」に改める。

第十四条中「又は住宅積立郵便貯金」を「住宅

積立郵便貯金又は進学積立郵便貯金」に改める。

第十六条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」

に、「左の五種」を「次の六種」に、

「払込」と「払戻し」に、「附けない」を「付けな

い」と、「支え置期間」を「据置期間」に、「分割払

どし」を「分割払戻し」に、「払いもどし」を「払戻

金」の下に「又は進学積立郵便貯金」を加え、

同項の場合は、第五十一条の二第二項から

第四項までの規定を準用する。

第六十三条の四（準用規定） 進学積立郵便貯金に

ついては、第三十三条から第四十条まで、第四

十五条第一項及び第二項、第四十八条並びに第

六十二条の規定を準用する。

第六十五条第一項中「三十万円」を「五十万円」に

改める。

第七章を第十章とし、第八章を第九章とし、第

七章の次に次の二章を加える。

第八章 進学積立郵便貯金

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。ただし、第七章の次に二章を加える改正規定

のうち第六十三条の二に係る部分は、国民金融公

庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正す

る法律（昭和五十三年法律第二百四十四号）の施行の日

から、第六十五条第一項の改正規定は、公布の日

から施行する。

〔栗原俊夫君登壇、拍手〕

○栗原俊夫君 ただいま議題となりました法律案

について、通信委員会における審査の経過並びに

結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便貯金預金者の利益の増進を図るため、高校、大学等への進学に際し、国民金融公庫等から進学資金の小口貸し付けを受けることを目的とする進学積立郵便貯金を新たに設けるとともに、現行の預金者貸付制度における貸付限度額を三十万円から五十万円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、郵便貯金進学ローンの預入利率及び貸付条件の改善、郵便貯金利率のあり方、零細貯蓄保護政策、その他各般の問題について、郵政大臣を初め、郵政省、大蔵省、文部省、経済企画庁及び総理府等の関係当局に対し熱心な質疑を行い、特に最終段階には大蔵大臣の出席を求めて、審査の万全を期したのであります。が、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、委員会は、全会一致をもつて、零細な預金者に対する保護施策についての基本的な検討など、五項目にわたる附帯決議を付することいたしました。

本案は、郵便貯金預金者の利益の増進を図るた

め、高校、大学等への進学に際し、国民金融公庫

等から進学資金の小口貸し付けを受けることを日

的とする進学積立郵便貯金を新たに設けるとともに

現行の預金者貸付制度における貸付限度額を

三十万円から五十万円に引き上げようとするもの

であります。

本案は、郵便貯金進学ローンの

預入利率及び貸付条件の改善、郵便貯金利率の

あり方、零細貯蓄保護政策、その他各般の問題

について、郵政大臣を初め、郵政省、大蔵省、文部

省、経済企画庁及び総理府等の関係当局に対し熱

心な質疑を行い、特に最終段階には大蔵大臣の出

席を求めて、審査の万全を期したのであります

が、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし

ました。

なお、本案に対し、委員会は、全会一致をもつ

て、零細な預金者に対する保護施策についての基

本的な検討など、五項目にわたる附帯決議を付す

ることいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○和田静夫君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一に、原爆症の認定を受け、現

在負傷または疾病の状態にある者に支給する特別

手当を月額三万円から三万三千円に、その状態に

ない者に支給する特別手当を月額一万五千円から

一万六千五百円に、それぞれ引き上げること、第

二に、健康管理手当を月額七千五百円から八千

五百円に、それぞれ引き上げることなどと内容と

するものであります。

委員会におきましては、国家補償の精神に基づく被爆者の援助対策、五十年実施の被爆者実態調査の施策への反映、保健手当等各種手当の充実と適用範囲の拡大、在外被爆者の実態と対策、放射線被曝の人体に対する影響などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法

律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三條により送付する。

従前の例による。

昭和五十三年四月二十八日

以上御報告申し上げます。(拍手)

○和田静夫君 登壇、拍手

衆議院議長 保利 茂

[和田静夫君登壇、拍手]

○和田静夫君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第一に、原爆症の認定を受け、現

在負傷または疾病の状態にある者に支給する特別

手当を月額三万円から三万三千円に、その状態に

ない者に支給する特別手当を月額一万五千円から

一万六千五百円に、それぞれ引き上げること、第

二に、健康管理手当を月額七千五百円から八千

五百円に、それぞれ引き上げることなどと内容と

するものであります。

委員会におきましては、国家補償の精神に基づく被爆者の援助対策、五十年実施の被爆者実態調査の施策への反映、保健手当等各種手当の充実と適用範囲の拡大、在外被爆者の実態と対策、放射線被曝の人体に対する影響などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法

律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三條により送付する。

従前の例による。

昭和五十三年四月二十八日

以上御報告申し上げます。(拍手)

○和田静夫君 登壇、拍手

律案は原案どおり全会一致で可決いたしました。

なお、本法律案に対し、被爆者の生活保障充実

のための援護体制の検討、各種手当の引き上げと  
所得制限の撤廃、沖縄県の専門病院の整備などの

速やかな実現を内容とする附帯決議を全会一致で  
つけることに決しました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ  
て、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君	副議長 加瀬 充君	議員 富君
太田 淳夫君	馬場 富君	

和泉 照雄君	渡部 通子君	上原 正吉君	大石 武一君	土屋 義彦君	長田 裕二君
藤原 房雄君	桑名 義治君	下村 泰君	山田 勇君	木村 駿男君	八木 一郎君
相沢 武彦君	井上 計君	江田 五月君	市川 房枝君	塚田十一郎君	鍋島 直紹君
中野 明君	三木 忠雄君	青島 幸男君	前島英二郎君	郡 祐一君	二木 謙吾君
柳澤 錠造君	柄谷 道一君	田 英夫君	大澤 太郎君	小澤 太郎君	岩動 道行君
金丸 三郎君	塩出 啓典君	園田 清充君	前田 黙男君	丸茂 重貞君	平井 卓志君
峯山 昭範君	上林繁次郎君	熊谷 弘君	北 修二君	大鷹 淑子君	
阿部 憲一君	和田 春生君	鈴木 正一君	下条進一郎君	井上 吉夫君	
三治 重信君	遠藤 政夫君	岩崎 純三君	田原 武雄君	岩上 二郎君	
衛藤征士郎君	原田 立君	浅野 拓君	伊江 朝雄君	初村滝一郎君	
矢追 秀彦君	田代富士勇君	鈴木 由紀君	長谷川 信君	山本 富雄君	
木島 則夫君	桧垣徳太郎君	後藤 正夫君	戸塚 進也君	高橋 圭三君	
吉田 寒君	鈴木 一弘君	糸山英太郎君	中西 一郎君	高平 公友君	
宮崎 正義君	渋谷 邦彦君	寺下 岩蔵君	坂元 親男君	成相 善十君	
柏原 ヤス君	藤井 恒男君	安孫子藤吉君	林 道君	坂野 重信君	
原 文兵衛君	二宮 文造君	世耕 政隆君	世耕 政隆君	森下 泰君	
小平 芳平君	多田 省吾君	中山 太郎君	志村 愛子君	最上 進君	
中尾 辰義君	田淵 哲也君	古賀雷四郎君	細川 譲熙君		
向井 長年君	新谷寅三郎君	河本嘉久藏君	青井 政美君		

和泉 照雄君	渡部 通子君	上原 正吉君	大石 武一君	土屋 義彦君	長田 裕二君
藤原 房雄君	桑名 義治君	下村 泰君	山田 勇君	木村 駿男君	八木 一郎君
相沢 武彦君	井上 計君	江田 五月君	市川 房枝君	塚田十一郎君	鍋島 直紹君
中野 明君	三木 忠雄君	青島 幸男君	前島英二郎君	郡 祐一君	二木 謙吾君
柳澤 錠造君	柄谷 道一君	田 英夫君	大澤 太郎君	小澤 太郎君	岩動 道行君
金丸 三郎君	塩出 啓典君	園田 清充君	前田 黙男君	丸茂 重貞君	平井 卓志君
峯山 昭範君	上林繁次郎君	熊谷 弘君	北 修二君	大鷹 淑子君	
阿部 憲一君	和田 春生君	鈴木 正一君	下条進一郎君	井上 吉夫君	
三治 重信君	遠藤 政夫君	岩崎 純三君	田原 武雄君	岩上 二郎君	
衛藤征士郎君	原田 立君	浅野 拓君	伊江 朝雄君	初村滝一郎君	
矢追 秀彦君	田代富士勇君	鈴木 由紀君	長谷川 信君	山本 富雄君	
木島 則夫君	桧垣徳太郎君	後藤 正夫君	戸塚 進也君	高橋 圭三君	
吉田 寒君	鈴木 一弘君	糸山英太郎君	中西 一郎君	高平 公友君	
宮崎 正義君	渋谷 邦彦君	寺下 岩蔵君	坂元 親男君	成相 善十君	
柏原 ヤス君	藤井 恒男君	安孫子藤吉君	林 道君	坂野 重信君	
原 文兵衛君	二宮 文造君	世耕 政隆君	世耕 政隆君	森下 泰君	
小平 芳平君	多田 省吾君	中山 太郎君	志村 愛子君	最上 進君	
中尾 辰義君	田淵 哲也君	古賀雷四郎君	細川 譲熙君		
向井 長年君	新谷寅三郎君	河本嘉久藏君	青井 政美君		

和泉 照雄君	渡部 通子君	上原 正吉君	大石 武一君	土屋 義彦君	長田 裕二君
藤原 房雄君	桑名 義治君	下村 泰君	山田 勇君	木村 駿男君	八木 一郎君
相沢 武彦君	井上 計君	江田 五月君	市川 房枝君	塚田十一郎君	鍋島 直紹君
中野 明君	三木 忠雄君	青島 幸男君	前島英二郎君	郡 祐一君	二木 謙吾君
柳澤 錠造君	柄谷 道一君	田 英夫君	大澤 太郎君	小澤 太郎君	岩動 道行君
金丸 三郎君	塩出 啓典君	園田 清充君	前田 黙男君	丸茂 重貞君	平井 卓志君
峯山 昭範君	上林繁次郎君	熊谷 弘君	北 修二君	大鷹 淑子君	
阿部 憲一君	和田 春生君	鈴木 正一君	下条進一郎君	井上 吉夫君	
三治 重信君	遠藤 政夫君	岩崎 純三君	田原 武雄君	岩上 二郎君	
衛藤征士郎君	原田 立君	浅野 拓君	伊江 朝雄君	初村滝一郎君	
矢追 秀彦君	田代富士勇君	鈴木 由紀君	長谷川 信君	山本 富雄君	
木島 則夫君	桧垣徳太郎君	後藤 正夫君	戸塚 進也君	高橋 圭三君	
吉田 寒君	鈴木 一弘君	糸山英太郎君	中西 一郎君	高平 公友君	
宮崎 正義君	渋谷 邦彦君	寺下 岩蔵君	坂元 親男君	成相 善十君	
柏原 ヤス君	藤井 恒男君	安孫子藤吉君	林 道君	坂野 重信君	
原 文兵衛君	二宮 文造君	世耕 政隆君	世耕 政隆君	森下 泰君	
小平 芳平君	多田 省吾君	中山 太郎君	志村 愛子君	最上 進君	
中尾 辰義君	田淵 哲也君	古賀雷四郎君	細川 譲熙君		
向井 長年君	新谷寅三郎君	河本嘉久藏君	青井 政美君		

## 官報(号外)

41

石破 二朗君	岡田 広君	広田 幸一君	矢田部 理君	丸谷 金保君	外務大臣 國田 直君
斎藤栄三郎君	山東 昭子君	志苦 裕君	高橋 誉宣君	小巻 敏雄君	大藏大臣 村山 達雄君
植木 光教君	安田 隆明君	中村 太郎君	永野 嶽雄君	福間 知之君	文部大臣 砂田 重民君
堀木 又三君	藤井 丙午君	夏目 忠雄君	日黒今朝次郎君	森下 昭司君	農林大臣 小沢 辰男君
鵜崎 均君	稻嶺 一郎君	赤桐 操君	寺田 熊雄君	対馬 孝旦君	中川 一郎君
山崎 竜男君	増田 盛君	石本 茂君	鈴木 省吾君	神谷信之助君	厚生大臣 片岡 勝治君
徳永 正利君	江藤 智君	安永 英雄君	菅野 儀作君	宮之原貞光君	(國土廳長官) 櫻内 義雄君
大谷藤之助君	町村 金五君	大谷 太三郎君	竹田 四郎君	和田 静夫君	國務大臣 (國務行政管理廳長官) 荒松清十郎君
西村 尚治君	藤田 正明君	佐藤 秀三君	立木 洋君	栗原 俊夫君	文部大臣 中川 一郎君
楠 正俊君	玉置 和郎君	山内 一郎君	久保 亘君	小野 明君	砂田 重民君
佐藤 信二君	藤川 一秋君	熊谷 太三郎君	加藤 武徳君	阿具根 登君	農林大臣 小沢 辰男君
柿沢 弘治君	円山 雅也君	山崎 昇君	浜本 万三君	吉田忠三郎君	外務大臣 國田 直君
降矢 敬義君	堀江 正夫君	瀬谷 英行君	坂倉 藤吾君	郵政政務次官 宮崎 茂一君	大藏大臣 村山 達雄君
林 寛子君	野末 陳平君	佐藤 三吾君	下田 京子君	政府委員 (環境廳長官) 熊谷 太三郎君	文部大臣 中川 一郎君
藤井 裕久君	福島 茂夫君	佐藤 昭夫君	秋山 長造君	山田 久就君	砂田 重民君
村沢 牧君	高杉 延忠君	大森 昭君	吉田忠三郎君	官房科長 (國務技術廳長官) 宮崎 茂一君	農林大臣 小沢 辰男君
宮田 輝君	勝又 武一君	上田 郁子君	小柳 勇君	渡辺 武君	外務大臣 國田 直君
鳩山威一郎君	福岡日出麿君	安武 洋子君	河田 賢治君	戸叶 武君	大藏大臣 村山 達雄君
秦野 章君	吉田 正雄君	内藤 功君	阿具根 登君	栗原 俊夫君	文部大臣 中川 一郎君
	大木 正吾君	安恒 良一君	藤田 進君	吉田忠三郎君	砂田 重民君
	吉田 正雄君	内藤 功君	上田耕一郎君	秋山 長造君	農林大臣 小沢 辰男君
	法務大臣	内閣委員	内閣委員	吉田忠三郎君	外務大臣 國田 直君
	瀬戸山三男君	帶任	去る五月三十一日議長において、次のとおり常任 委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	山田 久就君	大藏大臣 村山 達雄君
	山本 富雄君	補欠	内閣委員	官房科長 (國務技術廳長官) 宮崎 茂一君	文部大臣 中川 一郎君
	加藤 武徳君		内閣委員	山田 久就君	砂田 重民君

藤井 恒男君	井上 計君	建設委員	承認を求めるの件
地方行政委員		辞任	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
降矢 敬雄君	鈴木 正一君	補欠	昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
坂元 親男君	成相 善十君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	昭和四十四年度以後における私立學校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
大蔵委員	沖繩及び北方問題に関する特別委員	大蔵委員	同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
藤井 丙午君	藤井 裕久君	藤井 丙午君	藤井 裕久君
文教委員	公害対策及び環境保全特別委員	渡辺 武君	漁船積荷保險臨時措置法の一部を改正する法律案
藤井 裕久君	立木 洋君	立木 洋君	昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
農林水産委員	菅野 儀作君	菅野 儀作君	昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
官	森下 泰君	岩崎 純三君	昭和四十二年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
農林水産委員	田原 武雄君	田原 武雄君	昭和四十二年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
官	降矢 敬雄君	降矢 敬雄君	昭和四十二年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
商工委員	成相 善十君	坂元 親男君	昭和四十二年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
商工委員	法改正に関する調査特別委員長提出	藤井 恒男君	昭和四十二年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
商工委員	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	藤井 恒男君	昭和四十二年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
井上 計君	藤井 恒男君	藤井 恒男君	昭和四十二年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案





警察庁警務局長 今泉 正隆君	大蔵委員	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
警察庁刑事局長 小林 朴君	辞任	宮之原貞光君
国土庁大都市園整備局長 堀 徳吾君	補欠	浜本 万三君
彦君外四名(同日議長承認)を第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	文教委員	宮之原貞光君
去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辞任	浜本 万三君
内閣委員	補欠	野田 哲君
小笠原貞子君	大塚 香君	松本 英一君
山中 郁子君	宮之原貞光君	内藤晉三郎君
山中 郁子君	大塚 香君	山中 郁子君
小笠原貞子君	宮之原貞光君	小巻 敏雄君
商工委員	科学技術振興対策特別委員	農林水産委員会に付託した。
真鍋 賢二君	野末 陳平君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
遠藤 政夫君	柿沢 弘治君	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
小笠原貞子君	野末 陳平君	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
地方行政委員	公職選舉法の一部を改正する法律案	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
藤井 丙午君	遠藤 政夫君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
熊谷 弘君	浜本 万三君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
法務委員	大塚 香君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
藤井 丙午君	真鍋 賢二君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
熊谷 弘君	国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
法務委員	遠藤 政夫君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
竹内 潔君	浜本 万三君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
堀江 正夫君	大塚 香君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
初村滝一郎君	宮之原貞光君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
内藤晋三郎君	野田 哲君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
降矢 敬義君	内藤晋三郎君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを可決した旨の通知書を受領した。
案	農林水産委員会に付託した。	農林水産委員会に付託した。

の通知書を受領した。

官 報 (号 外)

渡辺 武君	神谷信之助君	社会労働委員	許可し、その補欠を指名した。
法務委員	神谷信之助君	科学技術振興対策特別委員	同日委員長から次の報告書が提出された。
辞任	小笠原貞子君	農業者年金基金法の一部を改正する法律案可決	逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案可決
補欠	山本 富雄君	農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案可決	報告書
熊谷太三郎君	堀江 正夫君	農林水産委員	報告書
(二条第二項但書の規定によるもの)	(二条第三項の規定によるもの)	(二条第三項の規定によるもの)	(二条第三項の規定によるもの)
上條 勝久君	後藤 正夫君	商工委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
(二条第二項但書の規定によるもの)	(二条第三項の規定によるもの)	成相 善十君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
堀見 懐二君	山東 昭子君	通信委員	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
大蔵委員	森下 昭司君	森下 昭司君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
辞任	大森 昭君	大森 昭君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
補欠	大塚 畠君	大森 昭君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
予算委員	森下 昭司君	理事 遠藤 政夫君 (遠藤政夫君の補欠)	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
大塚 畠君	渡辺 武君	大森 昭君	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案
小笠原貞子君	野末 陳平君	柿沢 弘治君	行政管理庁設置法の一部を改正する法律案可決
野末 陳平君	森田 重郎君	野末 陳平君	報告書
文教委員	決算委員	野末 陳平君	行政管理庁設置法の一部を改正する法律案可決
辞任	野末 陳平君	柿沢 弘治君	報告書
辞任	野末 陳平君	柿沢 弘治君	報告書
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
提出された。	提出された。	提出された。	提出された。
駅前自転車置場等の整備に関する法律案 (福岡	駅前自転車置場等の整備に関する法律案 (福岡	駅前自転車置場等の整備に関する法律案 (福岡	駅前自転車置場等の整備に関する法律案 (福岡
義豊君外七名提出)	義豊君外七名提出)	義豊君外七名提出)	義豊君外七名提出)
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

書

の一部を改正する法律案可決報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案可決報告

昭和五十三年六月七日 参議院会議録第二十四号

議長の報告事項

八一〇

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

大蔵省印刷局  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
電話 東京 五八二 四四一一(大代)  
丁107